

平成22年第2回定例会

# 生活文化環境森林常任委員会説明資料

◎ 議案補充説明

1. 議案第58号「財産の取得について」	1
----------------------	---

◎ 所管事項説明

1 新県立博物館の整備について	4
2 緊急雇用対策事業等の取組状況について	別冊2
3 三重県交通災害共済事業基金の残金の取り扱いについて	6
4 三重県男女共同参画施策について	10
5 「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」（中間案）について	36
6 「第3次三重県生涯学習振興基本計画」中間案について	40
7 「第二次三重県消費者施策基本指針」中間案について	44
8 審議会等の審議状況について	48

別冊1 新県立博物館の活動と運営Vol.2（中間報告）

別冊2 緊急雇用対策事業等の取組状況について

別冊3 第2次三重県男女共同参画基本計画（最終案）

別冊4 第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン（中間案）

別冊5 第3次三重県生涯学習振興基本計画（中間案）

別冊6 第二次三重県消費者施策基本指針（中間案）

平成22年12月9日

生活・文化部

(議案補充説明)

議案第58号 財産の取得について	
契約の名称	新三重県立博物館（仮称）用地取得に係る土地の売買に関する契約
所在地	津市上浜町六丁目224番77他 34筆
契約の金額	2,390,491,979円
契約の相手方の 住所及び氏名	津市栄町一丁目891番地 三重県土地開発公社 理事長 高杉 熊
契約締結年月日	平成22年11月9日（仮契約日）
土地引渡期限	議決日から平成23年1月7日
取得の目的	新三重県立博物館（仮称）として使用するため
契約内容	
新三重県立博物館（仮称）用地の取得	
土地 27,459.49m <sup>2</sup>	

## 位置図

三重県総合文化センター

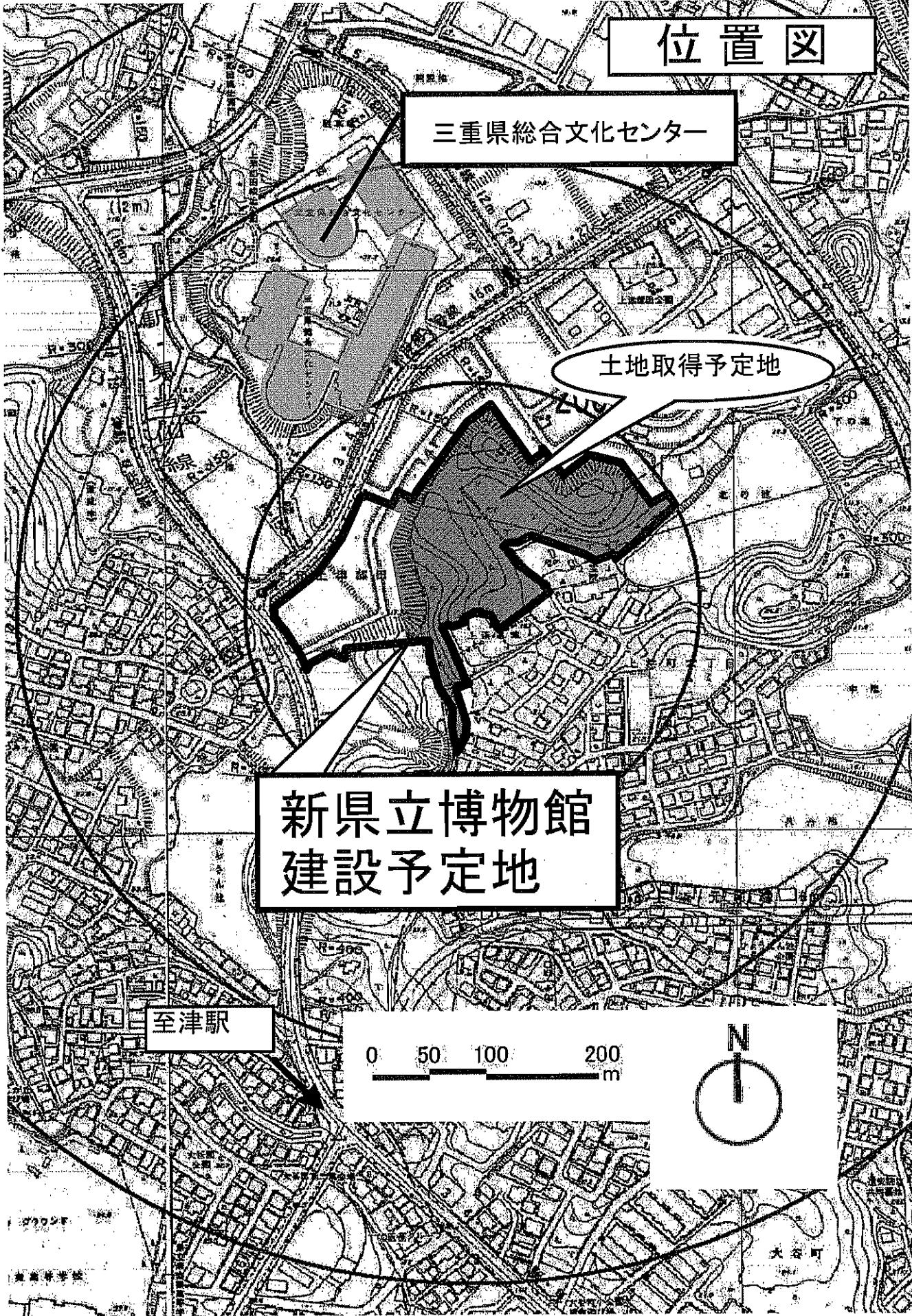
土地取得予定地

新県立博物館  
建設予定地

至津駅

0 50 100 200  
m

N





## 1 新県立博物館の整備について

### 1 今後のスケジュール

平成 22 年 11 月 25 日 土地取得契約及び建築工事関係契約議案上程  
(11 月 30 日 建築工事関係契約議案承認)

平成 23 年 2 月 13 日 みんなでつくる博物館会議

平成 23 年度 展示工事準備、着手

博物館活動・運営の検討

広聴広報活動の展開

## 2 新県立博物館の活動と運営 Vol. 2(中間報告)の概要

平成 22 年度の取組状況及び開館後の活動と運営等に関する検討状況についてとりまとめました。今後「みんなでつくる博物館会議 2010」など県民の皆さんとの意見交換により内容を充実させ、来年 3 月にとりまとめます。

※詳細は、別冊 1 「新県立博物館の活動と運営 Vol. 2(中間報告)」のとおり

### (1) 第 1 章 2010(平成 22) 年度の取組

#### ① 取組状況

文化庁の支援を受けた「こども会議」、「新博ティーンズプロジェクト」、「博物館きわめるプロジェクト」などの子どもが主役の博物館のための事業、三重大学との連携による博物館シンポジウムや展示構築のための共同研究、まちかど博物館との連携事業など、平成 22 年度の状況を取組ごとにまとめました。

#### ② 県民の皆さんへの広報と意見集約の取組状況

県内の主要駅、ショッピングセンター、公共施設などで幅広く広報活動とアンケートによる意見集約を行うとともに、ユニバーサルデザインや利用者視点に立った展示などテーマ別に実施した意見交換などの概要についてまとめました。

### (2) 第 2 章 2010(平成 22) 年度の検討内容から

#### ① 「活動と運営の方針(仮称)」の検討

主に、活動と運営の基盤となるしくみ及び運営方針についての今後の検討の考え方や方針についてとりまとめました。

#### ② 県民参画のための主要なしくみづくり(みんなでつくる博物館・こども会議)

みんなでつくる博物館会議及びこども会議を開催して新博物館づくりに生かすとともに、開館後の県民参画のしくみづくりのための試行事業として成果と課題をまとめます。(主に最終報告で記述します。)

### (3) 第3章 2011(平成23)年度に向けて

平成22年度の成果と課題、平成23年度の位置づけと取組のポイントなどについて記述しました。平成23年度は、22年度に完成した建築及び展示設計に基づき、建築工事を推進するとともに、早期に展示工事に着手するためには必要な業務を進めます。あわせて、活動と運営の構築のための検討に本格的に取り組みます。

## 3 附帯決議への対応

### (1) 広聴広報活動の推進

平成22年度の実施状況は、「新県立博物館の活動と運営 Vol.2(中間報告)」にとりまとめたとおりですが、若年層などへも理解の輪を広げるよう若者や家族づれの集客の多い大規模イベントや集客交流施設でもキャンペーンを実施しました。また、市町の広報紙や市(町)政番組での広報協力も徐々に増えつつあり、県内全域での広報展開に効果を上げています。

認知度については、PRキャラバンでのアンケート調査結果によると、昨年度の38.7%から今年度42.4%(10月末現在)となり、微増しています。特に、津市での認知度は、7割程度まで向上していることや同じ場所で調査した場合は、多くの場合、前年度の調査よりも微増しています。しかし、依然として、津市以外での認知度は、3~4割程度と見られることから、県内全域で一斉に広報を展開するような取組を進めます。

なお、今年度の認知度の最終状況については、概ねPRキャラバンで約1万人のアンケート集約を行うこととしており、2月会議で報告します。

### (2) 県総合文化センターとの連携による相互機能の向上のための検討

新県立博物館を整備することで、県総合文化センター周辺地域では、三重の自然と歴史・文化に関する情報発信と地域支援の機能が強化されます。このことを生かしながら、多くの人が学び楽しめる魅力的な「文化交流ゾーン」となるよう関係施設が協力して取組を進めます。

### (3) 文化的象徴として、県民が愛着をもてる施設づくり(県産材等)

県産材(木材)については、展示設計において、三重県を立体的に表した触れる模型を県産材で制作するほか、展示の一部となるソファなどの木材も県産材指定としています。

今後、什器類などでも、県産材の利用ができる限り行っています。また、県産材の利用にあたっては、木材に限らず石材や伝統工芸品などの県産品を効果的に用いることで、県民のための施設にふさわしく、県民が愛着をもてる施設づくりを進めます。

### 3 三重県交通災害共済事業基金の残金の取り扱いについて

#### 1 三重県交通災害共済事業の廃止

三重県交通災害共済制度は、交通事故による災害を受けた者の当面の窮状を救済し、その生活の安定に寄与するとともに、交通事故の防止を喚起することを目的として、県が事業主体となって昭和 44 年 1 月に四日市市を除く 68 市町村で発足しました。

その後の社会・経済情勢の大きな変動に伴い、市町村合併が終息した平成 19 年度に、市町とともに事業について検討した結果、適切な経営改善策が望めないこと、公的関与の必要性の低下、現行制度の破綻等の理由から継続が困難であると判断し、平成 20 年 7 月以降新規募集を停止することを決定しました。

このため、平成 20 年第一回定例会 2 月会議において、「三重県交通災害共済条例を廃止する条例」を提案し、可決されました。

平成 20 年 7 月以降、順次新規加入の募集を停止し、共済加入者は平成 20 年度末をもって存在しなくなりましたが、共済見舞金の請求期間が災害にあった日の翌日から 2 年間あることから、請求期間が満了する平成 23 年 3 月末まで見舞金の給付に関する事務を継続したうえで同事業を終了することとなっています。

#### 2 三重県交通災害共済事業基金の使途

三重県交通災害共済事業の掛金の運用により造成された三重県交通災害共済事業基金の残額（平成 20 年 5 月現在で約 12 億 9 千万円）については、県、市町の代表者で構成する「三重県交通災害共済事業基金検討会議」において配分額及びその活用方法（事業内容）等について検討がなされ、全市町、市長会及び町村会の了承を得ました。

その後、平成 20 年 12 月議会においても報告され、平成 20 年度市町交通安全対策事業交付金に係る補正予算が可決されるに至っています。

##### (1) 配分額

①平成 22 年度末までの清算事業等経費	3 億 4 千万円
②市町への交通安全対策事業交付金	7 億 5 千万円（別紙のとおり）
③県の交通安全対策事業費（23 年度～）	2 億円
計	12 億 9 千万円

##### (2) 市町への交付方法

市町が事業の執行を柔軟にできるように、

- ①平成 20 年度の一括交付
- ②平成 21 年度の一括交付
- ③平成 20 年度～平成 22 年度の分割交付

の選択肢を設け、各市町の希望に基づいた交付を行いました。

### (3) 市町の実施する事業

事業については、三重県交通災害共済条例の目的である「交通事故の防止を喚起する」ことを目的として実施されることが前提となっており、交通安全啓発事業、交通安全教育事業、交通安全対策事業、基金積立など、地域における交通安全施策の基盤強化のために活用されています。

### (4) 県の実施する事業

三重県交通災害共済条例の目的である「交通事故の防止を喚起する」事業で、緊急、重点的な課題等に絞って、事業を実施していくこととしています。

- 交通安全教育体制の整備対策等の交通安全教育・啓発推進事業
- 事故多発地域・多発時への対策事業
- 飲酒運転根絶や交通情勢の変化に伴う対策事業等の重点対策事業

## 3 三重県交通災害共済事業の終了に伴う現在の基金の清算

平成 20 年度に見積もった清算事業等経費（3億4千万円）が見舞金の減少により当初予測より少なくなったため、平成 23 年 3 月末で約 1 億 6,700 万円の残金が生じる見込みとなりました。この残額については、「交通事故の防止を喚起する」事業に使用するため、前回と同じ比率で配分する方向で、市町・市長会・町村会と協議していくこととしています。

【別紙】

平成 20 年度～22 年度に係る  
交通災害共済事業基金配分額

(単位:千円)

計	750,001
津 市	63,899
四 日 市 市	14,688
伊 勢 市	43,658
松 阪 市	56,805
桑 名 市	33,238
鈴 鹿 市	44,406
名 張 市	26,167
尾 鷲 市	20,667
亀 山 市	25,220
鳥 羽 市	20,820
熊 野 市	21,716
い な ベ 市	26,777
志 摩 市	30,413
伊 賀 市	47,042
木 曾 岬 町	16,341
東 員 町	17,081
菰 野 町	19,247
朝 日 町	15,056
川 越 町	16,045
多 気 町	19,726
明 和 町	17,603
大 台 町	19,348
玉 城 町	17,471
度 会 町	16,493
大 紀 町	20,828
南 伊 勢 町	21,834
紀 北 町	21,883
御 浜 町	17,133
紀 宝 町	18,396

(※四日市市は、旧楠町分です。)



#### 4 三重県男女共同参画施策について

##### I 平成 22 年度三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する取組方針（案）について

###### 1 三重県男女共同参画審議会による評価と提言について

三重県男女共同参画推進条例に基づき、三重県男女共同参画審議会により、男女共同参画施策の実施状況についての評価が行われ、80 項目（詳細は、別紙「平成 22 年度 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する取組方針一覧（案）」を参照）の提言を受けました。

今回、この提言に対する県の今後の取組方針をまとめましたので報告いたします。

###### 2 取組方針の主な内容（10 項目）（※「区分」欄の番号は、別紙一覧表の番号）

No	区分	提 言	取組方針（要約）
1	総括評価 (No 3)	男女共同参画分野における推進体制を強化するなど、より一層の総合行政を進めること。また、県民に身近な市町との連携を強化し、それぞれの市町の状況に応じて必要な支援を行いつつ、本施策の推進をはかること。	(生活・文化部) ・ 男女共同参画推進会議等を活用し、男女共同参画施策を効果的に推進します。 ・ 男女共同参画基本計画および実施計画に基づき、総合行政による取組を行います。 ・ 市町において、施策が計画的に実施されるよう、基本計画の策定に向けた支援等、各市町の現状に応じた支援を行います。
2	総括評価 (No 7)	一人ひとりが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発などあらゆる場面において、自らが希望する働き方や生き方が選択できる社会をめざし、行政、企業などあらゆる団体が連携し、取組を推進すること。	(生活・文化部) ・ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進する企業を認証・表彰し、その取組をさらに広めることにより、企業及び個人への啓発を行っていきます。 ・ 労使と行政で構成する「みえ雇用創出会議」等との連携により、ワーク・ライフ・バランスに関するセミナー等を開催します。

No	区分	提 言	取組方針（要約）
3	基本施策Ⅰ 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進 (No11)	<p>県（知事部局等）における女性管理職の登用については、登用年齢に至るまでの育成期間において、男女の偏りなくさまざまな職務を経験させるなどし、引き続き段階に応じた能力開発を行うこと。</p> <p>また、女性職員が、働き続けることができ、さらに自己の能力をよりよく発揮できるよう職場環境を整える施策を検討すること。</p> <p>なお、目標値の設定については、県職員数の推移を踏まえ、現行の登用人数から登用率に変更するなどの見直しを検討すること。</p>	<p>（総務部）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>若い世代から多様な職域へ配置し、さまざまな業務を経験する中でマネジメント能力を培えるよう、人材育成を進めています。</li> <li>女性職員が自己の能力を発揮できる職場環境づくりを進めます。</li> <li>目標値の設定については、職員構成や組織のスリム化に伴う管理職のポスト自体の減などの状況を勘案し、目標値のあり方について検討を進めます。</li> </ul>
4	基本施策Ⅱ 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進 (No18)	幼い頃からの男女共同参画に関する教育・意識啓発は大変重要であり、新学習指導要領のもとにおいてもより一層推進すること。また、保護者や地域に対しては、学校と話し合う機会を設けるなどして地域における男女共同参画の意識の普及に努めること。	<p>（教育委員会）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教科等に男女共同参画の視点を位置づけて指導する取組は定着してきている。新学習指導要領のもとにおいても、教職員が男女共同参画に関する理解を深め、学習内容に活かしていこうとする意識が高まるよう取り組みます。</li> <li>地域の教育力の活用がはかられるよう、積極的に働きかけるとともに、学校行事の公開を通して取組を発信し、保護者や地域に男女共同参画の理念を広げていく機会となる取組を進めています。</li> </ul>

No	区分	提言	取組方針（要約）
5	基本施策 III—I 雇用等の分野における男女共同参画の推進 (No34)	「男女がいきいきと働いている企業」知事表彰を受賞したことによる波及効果（社員・職員の意識向上、地域における知名度のアップ、就職希望者の増加、社内においてさらなる男女共同参画の推進につながるなど）をさらにPRし、表彰応募企業および受賞企業の増加につなげること。 また、新たに創設した「認証制度」のメリットを明らかにし、併せてPRに努めること。	(生活・文化部) ・ 受賞の効果を強くPRすることにより、応募企業及び認証・受賞企業の増加につなげます。 ・ 認証制度のメリットについても検討を進めています。
6	基本施策 III—II 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進 (No37)	市町とともに女性農業委員の登用促進に関する取組を強化すること。(一農業委員会あたり2名以上)	(農水商工部) ・ 市町に対して農業委員への女性登用の働きかけを継続していくとともに、女性が立候補しやすい環境づくり、農村女性アドバイザーを中心とした担い手人材の育成に引き続き取り組んでいきます。
7	基本施策 III—III 家庭・地域における男女共同参画の推進 (No54)	防災に関する講演会などのさまざまな企画や、防災訓練への女性参加率の向上に努めるとともに、災害時において女性や子ども・高齢の被災者に配慮すること。また、その際、避難所においても適切な配慮を講じること。	(防災危機管理部) ・ 防災訓練や講演会、研修等を通じて防災分野への女性参画に努めます。 ・ 避難所の運営を含めた災害時要援護者対策を推進し、地域防災力の向上に取り組みます。
8	基本施策 IV—I 生涯を通じた男女の健康と生活の支援 (No63)	ひとり親家庭において、個々の実情に応じた支援が利用できる体制づくりを行い、母子家庭、父子家庭ともに必要な支援を行うこと。	(健康福祉部) ・ 一時的に保育等のサービスが必要な母子家庭と父子家庭に対する家庭生活支援員派遣事業や、就職に有利な国家資格取得を支援する給付金事業を実施します。

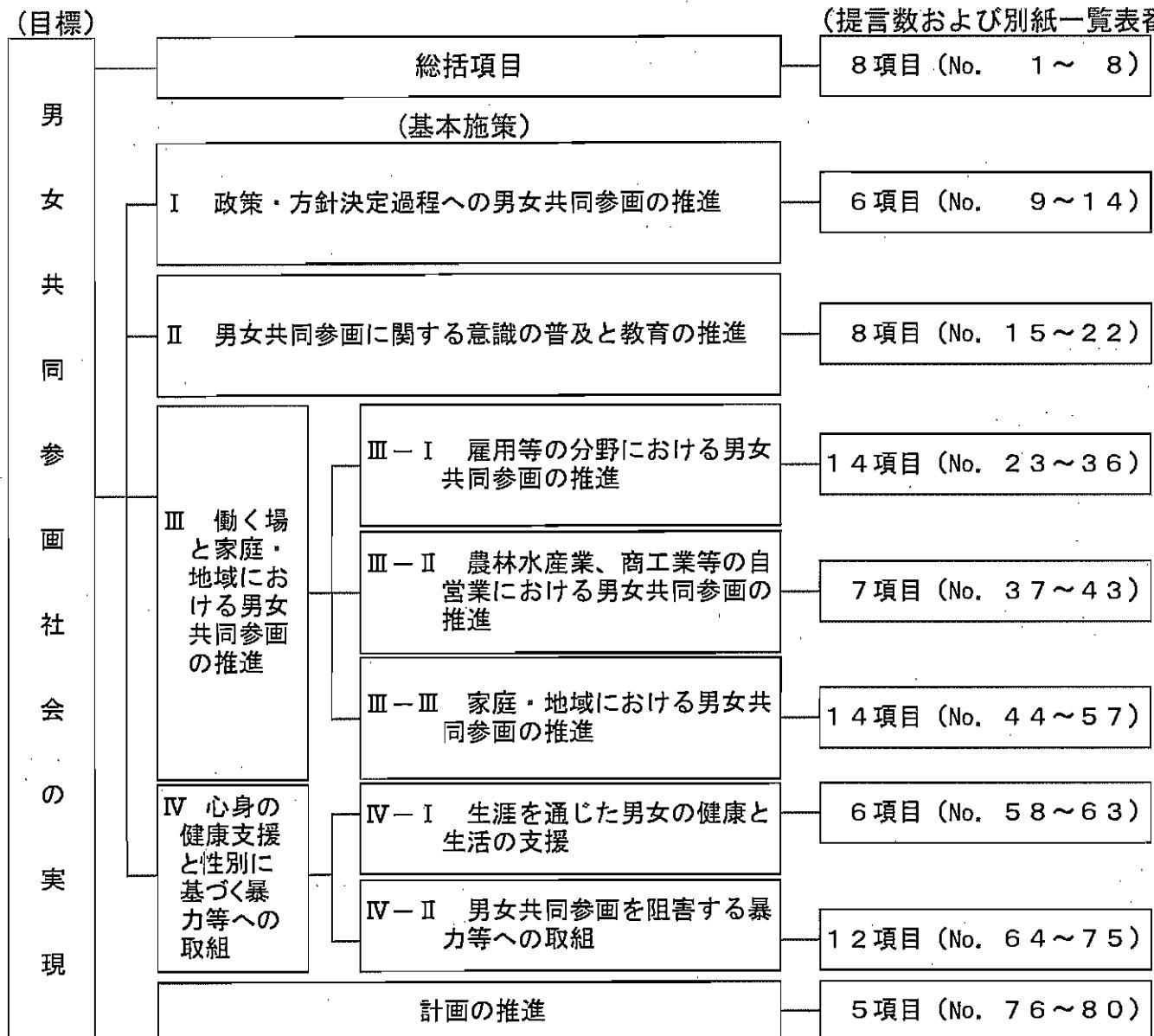
No	区分	提言	取組方針（要約）
9	基本施策 IV-II 男女共同参画を阻害する暴力等への取組 (No67)	<p>若年男女間の暴力（デートDV）防止に向け啓発に取り組むこと。特に、若年男女間の暴力の防止については、DVの抑止にもつながり、暴力を伴わない人間関係を構築する視点からも早期に取り組むことが重要であることから、教育現場において効果的な教育を実施すること。</p> <p>また、意識啓発や教育の効果的な実施のため、健康福祉部と教育委員会事務局が密接な連携を図るとともに、効果的な教育を実施するため、教員の正しい知識習得に向けた研修等の取組を行うこと。</p>	<p>(健康福祉部)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育現場でのデートDV防止への取り組みが促進されるよう、専門家による出前講座を実施し、啓発物を効果的に配布するなど関係機関と連携をはかります。</li> </ul> <p>(教育委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ インターネットを活用した研修講座を配信し、教職員の個別の研修や校内研修での活用を推進し、若年男女間の暴力防止に関する教職員の正しい知識習得に努めます。</li> <li>・ 内閣府から出された教材等を活用して未然防止の取組を進めるとともに、各学校で早期発見、早期対応に取り組めるよう、スクールカウンセラー等を配置して、相談体制を整えます。</li> </ul>
10	計画の推進 (No76)	県の総合計画「県民しあわせプラン・第三次戦略計画(仮称)」との整合性に留意しつつ、時代に即した実効性のある第2次三重県男女共同参画基本計画を策定し、着実に男女共同参画を推進すること。	<p>(生活・文化部)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男女共同参画推進の必要性は一層高まっており、三重県総合計画など県の各種計画との整合性に留意しつつ、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、着実に男女共同参画社会の実現をはかるため、実効性ある第2次三重県男女共同参画基本計画を策定します。</li> </ul>

### 3 今後の方向

引き続き、男女共同参画審議会による助言もいただきながら、各部局が主体的に関係機関と連携し施策を実施することにより、男女共同参画を推進していきます。

## 三重県男女共同参画基本計画（改訂版）体系別提言数

（提言数および別紙一覧表番号）



### ※三重県男女共同参画審議会における評価・提言の根拠について

#### 三重県男女共同参画推進条例

《条例第13条》（三重県男女共同参画審議会）

知事は、男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- 一 基本計画に関して、第8条第4項に規定する事項を処理すること。
- 二 知事の諮問に応じ、男女共同参画に関する基本的かつ重要な事項を調査審議すること。
- 三 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況に関する評価を行うこと。

3 審議会は、前項に規定する事務を行うほか、男女共同参画の推進に関する重要な事項について知事に意見を述べることができる。

**平成22年度 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する取組方針一覧(案)**

No.	基本施策等	「評価と課題」項目	提 言	取 組 方 針
1	総括評価	①男女共同参画の視点による施策の推進について	「県民しあわせプラン・第二次戦略計画」に掲げる全ての施策が、男女共同参画の視点で最終年度まで推進されるよう各部局への働きかけを行うこと。	県の実施する全ての施策が、男女共同参画の視点により推進されるよう、男女共同参画推進会議や県の審議会等への女性の登用促進の取組等を通じて、引き続き各部局に対し働きかけを行います。（生活・文化部）
2	総括評価	②社会における諸問題（生活上の困難、DV等）について	《一部新》ひとり親家庭などが抱える生活上の困難に対して必要な支援の充実をはかること。また、あらゆる暴力および人権侵害は男女共同参画社会の実現を妨げると考えられるから、さまざまな機会を利用して啓発・教育を推進すること。	一時的に保育等のサービスが必要なひとり親家庭に対し、家庭生活支援員を派遣するなどの必要な支援を行います。また、DV被害者の「安全・安心が確保され自立等への支援が受けられる」社会の構築に向け、被害者に身近な市町での支援を受けられるよう、施策の充実と取組の促進支援を行い、関係機関の連携によりDV対応窓口情報の周知・啓発を強化します。（健康福祉部、生活・文化部） 県内すべての小・中学校及び県立学校が策定している「人権教育推進計画」に基づき、保護者や地域住民の協力を得て、子どもたちが人権の意義やその重要性について正しい知識を身につけ、人権を尊重する姿勢が態度や行動に現れるような取組を引き続き行っています。また、今後も三重県人権教育基本方針に基づき、「自分の人権を守り、他者の人権を守るために実践行動ができる力」を育み、人権文化を構築する主体者づくりをめざし、各実施主体との有機的な連携・協力関係を一層強化しながら、人権感覚あふれる学校づくり・人権尊重の地域づくりの取組を進めます。（教育委員会）
3	総括評価	③男女共同参画にかかる施策の推進等について	男女共同参画分野における推進体制を強化するなど、より一層の総合行政を進めること。また、県民に身近な市町との連携を強化し、それぞれの市町の状況に応じて必要な支援を行いつつ、本施策の推進をはかること。	男女共同参画推進会議及び幹事会を活用し、男女共同参画施策を総合的かつ効果的に推進します。また、男女共同参画基本計画（改訂版）および第三次実施計画に基づき、総合行政により取組を行います。 市町において、男女共同参画施策が計画的に実施されるよう、基本計画等の策定に向けた支援など、それぞれの市町の現状に応じた支援を行います。（生活・文化部）
4	総括評価	④多様な主体との協働について	多様な主体が連携・協働することにより、より一層、効果的に男女共同参画を推進すること。県、市町、企業、大学、NPO等との協働によるイベントの開催など、今後、さらに具体的な取組を進めること。	三重県男女共同参画センターにおいて、企業、大学、NPO、市町などさまざまな主体が連携・協働し、各種イベントやセミナーの開催など、男女共同参画を推進するための効果的な取組をより一層推進します。（生活・文化部）
5	総括評価	⑤男女共同参画に関する人員・財源の確保について	男女共同参画社会の実現にむけ、県行政における重要性を再認識し、優先的かつ重点的に人員配置、財源の配分を行うこと。	男女共同参画の視点に立ち、引き続き適材適所の人事配置を行っていきます。（総務部） 男女共同参画社会の実現は、県政の最重要課題の一つであるという認識のもと、重点的な財源の配分に努めます。（生活・文化部）
6	総括評価	⑥女性のチャレンジ支援について	平成19年6月に開設した「みえチャレンジプラザ」を県民が効果的に活用できるよう、周知・啓発に努めること。また、関係機関からなる「チャレンジネットワーク」を活用し、地域における「女性のチャレンジ支援」を効果的に推進すること。	女性のチャレンジの実現に向け、より広い地域の利用者が活用できるよう「みえチャレンジプラザ」の一層の周知をはかるとともに、チャレンジサポートによる地域でのチャレンジ支援活動を推進し、チャレンジネットワーク関係機関や市町と連携をはかりながら女性のチャレンジ支援に関する取組を進めます。（生活・文化部）

平成22年度 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する取組方針一覧(案)

No.	基本施策等	「評価と課題」項目	提 言	取 組 方 針
7	総括評価	⑦仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進について	一人ひとりが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発などあらゆる場面において、自らが希望する働き方や生き方が選択できる社会をめざし、行政、企業などあらゆる団体が連携し、取組を推進すること。	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進する企業を認証・表彰し、その取組をさらに広めることにより、企業及び個人への啓発を行っていきます。また、県内の労使と行政で構成する「みえ雇用創出会議」、あるいは国、市町、他の団体等との連携によるワーク・ライフ・バランスに関するセミナー等を開催します。（生活・文化部）
8	総括評価	⑧女性の参画促進について	男女共同参画社会の実現のために、あらゆる分野において女性の参画がより一層進むよう、特に女性の参画が進んでいない分野に対しては、その課題を整理し、行政、企業などあらゆる団体が連携し、取組を推進すること。	あらゆる分野への女性の参画、特に女性の参画が進んでいない分野への女性の参画を促進するため、企業、大学、NPO、市町、国などと連携し、実効性のある取組を検討・推進していきます。（生活・文化部）
9	政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	①県・市町における審議会等委員への女性の登用について ②各審議会等における委員構成について	県における審議会等委員の登用状況については、停滞原因の解明などを行い、それぞれに対策を講じること。特に、女性委員が参画していない審議会等にあっては、その原因を把握し、効果的な対策を講じるよう積極的に働きかけをおこなうこと。 また、男女のいずれか一方の委員の数が委員総数の十分の四未満とならない附属機関等の割合の平成27年目標である64%の達成にむけ、各部局に対しさらなる働きかけを行うこと。 市町における審議会等委員の登用についても、引き続き市町に働きかけていくとともに、市町における女性の人材育成に対する支援を行うこと。	県の審議会等委員への女性の登用については、「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」に基づき、委員選任計画の作成や事前協議の実施など、引き続き各部局に積極的に働きかけを行います。また、男女共同参画に関する人材リストの活用など、各部局に対し委員選任に関する情報提供を行う。 市町における女性の登用については、登用促進要綱の策定や登用目標の設定など具体的な取組が行われるよう働きかけるとともに、引き続き女性の人材育成を支援していきます。（生活・文化部）
10	政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	③県・市町議会における女性議員の割合について	地域において女性の入材育成、エンパワメントの支援に努めるとともに、定期的に調査を行うなど現状把握に努めること。	女性のチャレンジ支援事業等を通して、地域において男女共同参画を推進し、地域で活躍できる人材の育成に努め、そのネットワーク化をはかるとともに、引き続き定期的に調査を行っていきます。（生活・文化部）
11	政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	④県（知事部局）における女性の登用について	《一部新》県（知事部局等）における女性管理職の登用については、登用年齢に至るまでの育成期間において、男女の偏りなくさまざまな職務を経験させるなどし、引き続き段階に応じた能力開発を行うこと。 また、女性職員が、働き続けることができ、さらに自己の能力をよりよく発揮できるよう職場環境を整える施策を検討すること。 なお、目標値の設定については、県職員数の推移を踏まえ、現行の登用人数から登用率に変更するなどの見直しを検討すること。	若い世代から多様な職域へ配置し、さまざまな業務を経験する中でマネジメント能力を培えるよう、引き続き人材育成を進めています。また、女性職員が自己の能力をより発揮できる職場環境づくりを進めます。 なお、目標値の設定については、職員構成や組織のスリム化に伴う管理職のポスト自体の減などの状況を勘案し、目標値のあり方について検討を進めます。（総務部）

平成22年度 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する取組方針一覧(案)

No.	基本施策等 「評価と課題」項目	提 言	取 組 方 針
12	政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	⑤教育委員会における女性の登用について  《新》管理職選考試験の受験者に占める女性の割合は伸び悩んでいることから、その原因を把握するとともに、管理職登用に向けた実効的な取組を検討すること。	<p>女性管理職の割合は、これまで徐々に増加してきましたが、ここ数年は伸びが鈍化している状況にあります。その理由は、管理職になる前の段階での学校運営への参画や様々な職務を経験する女性職員の人数が増えていないことが原因の一つにあるのではないかと考えています。</p> <p>このため、女性教職員の学校における中心的な職務への積極的な参画や行政機関への登用による幅広い職務経験の機会を充実するなどし、管理職への意欲を高め、受験者数を確保していきます。</p> <p>また、人事異動基本方針に管理職への「積極的な女性登用」を明記し、管理職任用試験の各学校等の推薦枠を男女1名ずつとするなどの取組を引き続き実施していきます。 (教育委員会)</p>
13	政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	⑥人事委員会における女性受験者増加に向けた取組について  《一部新》平等取扱いの原則と成績主義の原則を前提としつつ、これまでの取り組み方にとらわれることなく、職員の採用試験における女性受験者の増加にむけて積極的に効果的な取組を行うこと。	三重県職員採用試験の広報にあたり、説明会やホームページを活用しながら、継続的に女性受験者向けの積極的な情報提供を行います。 (人事委員会)
14	政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	⑦チャレンジサポーターの活用について  チャレンジサポーター連携事業については、サポーターが活動することにより地域における人材の発掘につながるだけでなく、サポーター自身の人材育成にもつながることから、より効果的に活用をはかること。	地域で活躍するチャレンジサポーターを育成するため、研修を開催するとともに、チャレンジサポーターを活用して身近な女性のチャレンジモデル（取組事例）の紹介や男女共同参画に関する情報提供を行い、地域における女性のチャレンジを支援すると同時に、サポーターの発掘につなげていきます。 (生活・文化部)
15	男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	①男女共同参画意識の普及度について  男女共同参画に関する県民意識調査については、引き続き定期的に（2～4年に1回程度）実施し、意識の普及度を測ること。	男女共同参画に関する県民意識調査については、今後も定期的に実施し、意識の普及度を測り、男女共同参画施策の効果的な実施に活かしていきます。 (生活・文化部)
16	男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	②男女共同参画センターにおけるイベント参加者数等について  ③男性への意識啓発等について  イベントへの参加者数は、増加の傾向をたどっているが、参加者数が男性、また女性においても、すべての年代で伸びているわけではない。各年代の男性及び女性が参加しやすい内容の検討、開催日時の設定や広報活動の強化などの工夫を取り組むこと。  また、家庭・地域等への男性、特に子育て世代の男性の参画を重視した意識啓発など、各種事業への参加者の増加に向けた取組をより一層、積極的に推進すること。	各種事業を開催するにあたっては、各年代の男性及び女性が参加しやすい内容の検討や開催日時を複数設定するなどの工夫に取り組むとともに、男性の家庭・地域への参画の意義、重要性についての広報・啓発を強化し、参加者数の増加をはかっていきます。 (生活・文化部)

平成22年度 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する取組方針一覧(案)

No.	基本施策等	「評価と課題」項目	提 言	取 組 方 針
17	男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	④教育現場における男女共同参画推進について	教職員に対し、さらなる男女共同参画の理念の浸透をはかるため、研修会等を継続的に開催すること。また、単に研修会等を開催するだけではなく、教育現場において理念が確実に浸透し、それが児童生徒に対する男女共同参画の意識の啓発につながるよう、工夫して取り組むこと。	(県立学校) 各県立高校において研修会を継続的に開催するとともに、研修会の成果を各教科、総合的な学習の時間、特別活動など教育活動全体を通じた学習活動に活かします。また、家庭科教育研究会等を通じて男女共同参画について、なお一層の取組を進めよう働きかけていきます。 (公立小中学校及び幼稚園) 男女共同参画に係る研修会を実施した学校・園の割合は、平成21年度の調査では、77.0%となっており、未実施の学校があることから、人権教育に係る研修と関連づけて実施する等、研修機会の確保に努めるとともに、様々な事象に対応できる実践的な研修内容となるよう、市町等教育委員会と連携して各学校・園に働きかけていきます。 (教職員研修) インターネットを活用した研修講座（ネットDE研修）において「男女共同参画社会の実現に向けて」を配信し、校内研修での活用を推進していきます。特に初任者研修では、同講座を必ず受講するように指定します。 また、セクシュアルハラスメントを男女共同参画を阻害する要因としてとらえて教職員の意識改革を進めていきます。初任者研修、新任校長研修、新任教頭研修においてセクシュアル・ハラスメント防止研修を行い、男女共同参画を実現する学校づくり・職場づくりの推進に努めます。（教育委員会）
18	男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	④教育現場における男女共同参画推進について	《一部新》幼い頃からの男女共同参画に関する教育・意識啓発は大変重要であり、新学習指導要領のもとにおいてもより一層推進すること。また、保護者や地域に対しては、学校と話し合う機会を設けるなどして地域における男女共同参画の意識の普及に努めること。	教科等に男女共同参画の視点を位置づけて指導した学校・園の割合は、平成21年度の調査では、94.0%となっており、取組が定着してきています。新学習指導要領のもとにおいても、各学校・園において、教職員が男女共同参画に関する理解を深め、各教科のねらいや学習内容に活かしていくとする意識を高めるよう取り組みます。 また、各教科を始め教育活動全体における地域の教育力の活用がはかられるよう積極的に働きかけるとともに、授業参観や学校行事の公開を通して、各学校・園の取組を発信し、保護者や地域に男女共同参画の理念を広げていく機会となるよう取組を進めています。（教育委員会）
19	男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	⑤市町における男女共同参画意識の普及について	平成22年度を最終年度とする第三次実施計画に基づき、男女共同参画意識の普及に向けて、市町の実情を踏まえ、必要な支援を行うこと。	男女共同参画基本計画（改訂版）および第三次実施計画に基づき、市町において男女共同参画を推進するため、基本計画策定に向けた意識調査の実施や講師の派遣など、市町の実状に応じた支援を行っていきます。（生活・文化部）
20	男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	⑥理工系分野への女性の進出について	《新》理系学部志望者を増加させる取組をさらに進めるとともに、大学等への進学者だけでなく、理工系分野の女性の就職を念頭に置いた就職指導などの具体的な取組を一層進めていくこと。	県立高校の女子生徒に対して、各大学で開催されるオープンキャンパスにおいて女性研究者支援事業により行われる進路相談・研究紹介への参加や、理工系分野の就職を念頭に置いた進路指導を一層働きかけていきます。（教育委員会）

**平成22年度 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する取組方針一覧(案)**

No.	基本施策等	「評価と課題」項目	提 言	取 組 方 針
21	男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	⑦特色ある企業等を活用した男女共同参画の意識啓発について	児童生徒が職業体験を行う際、「男女がいきいきと働いている企業」知事表彰受賞企業等を活用し、男女共同参画の意識啓発をはかるとともに、将来の働き方について考える機会を提供する取組を充実・拡大すること。	県立高校がインターンシップを実施する際、「男女がいきいきと働いている企業」知事表彰受賞企業等を活用することを働きかけるとともに、生徒が、将来の夢や希望を育み勤労観・職業観を身に付け、職業人として自立していくことができるよう「生きる力」の育成をはかっていきます。(教育委員会)
22	男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	⑧男女共同参画に関する国際的な取組等について	男女共同参画に関する国際的な取組等について、情報収集及び情報提供に積極的に取り組むこと。また、地域社会の一員である在住外国人に対する、効果的な男女共同参画意識の普及・啓発について検討すること。	男女共同参画に関する国際的な取組について、情報収集を行い、三重県男女共同参画センターにおいて紹介するとともに、県の施策に反映するよう努めます。また、在住外国人に対する、効果的な男女共同参画意識の普及・啓発について検討していきます。(生活・文化部)
23	雇用等の分野における男女共同参画の推進	①男女格差是正への企業の取組について	『新』格差是正への取組は、進んではいるものの遅々としており、取組が拡充するよう実効性のある支援を行うこと。	職場における男女共同参画の推進を目的に、男女の雇用均等や女性の活躍支援などを積極的に推進する企業を認証・表彰し、受賞の効果をPRするとともに、その取組を広めることにより、企業及び個人への啓発を行っていきます。(生活・文化部)
24	雇用等の分野における男女共同参画の推進	②事業者向け研修会参加者数	事業者向け研修会等の開催については、参加者が固定化しないよう、広報手法や開催場所等を検証し、県の地域機関単位での開催など、参加者が広がる方策を検討すること。 また、企業等のトップを対象としたセミナー等により意識啓発を行うとともに、対象者が関心を持てる内容を取り入れるなど、参加企業を広げる工夫をすること。	事業者向け研修会等の開催については、より多様な機関と連携し、開催地域に偏りのないように開催していきます。また、対象についても広範な層になるよう関係団体とも調整を行っているところであり、さらに、内容についても関心を引くものとなるよう検討していきます。(生活・文化部)
25	雇用等の分野における男女共同参画の推進	③県が実施する職業訓練について	津高等技術学校における職業訓練課程について、ニーズにあったカリキュラムを検討し、さらなる就職率の向上に努めること。	地域産業や求職者のニーズに応じた訓練の実施に努め、就職率の向上に今後も継続して取り組みます。(生活・文化部)
26	雇用等の分野における男女共同参画の推進	④企業における柔軟な就業形態の導入について	引き続き仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や両立支援等に取り組む企業が増加するよう、企業に対し、多様な就業形態に関する情報提供などの実効性のある働きかけを行うこと。	三重労働局、市や関連団体と連携し、県内企業等を対象にワーク・ライフ・バランスに関するセミナーなどを県内各地で開催しており、その中で多様な就業形態等についての情報提供などを行っていきます。(生活・文化部)
27	雇用等の分野における男女共同参画の推進	⑤企業における次世代育成支援対策推進法の取組について	平成23年度から一般事業主行動計画の策定・届出義務の対象事業主が拡大されることから、企業に対する啓発を積極的に進めること。また、みえ次世代育成応援ネットワークを活用し、企業、各種団体及び関係部局の連携を強化すること。 育児・介護休業期間中の支援制度については、休業者や企業等のニーズに対応するための調査を実施し、制度の充実をはかるとともに、男性も育児・介護休業を取得しやすい環境づくり（理解の促進、機運・雰囲気の醸成を含む）に向けた取組を推進すること。	育児・介護休業期間中の支援制度については、関係機関と連携し、幅広く周知をはかる取組を行っていきます。(生活・文化部) 社会保険労務士などの専門家が、中小企業を訪問し、男性の育児休暇などを含む「一般事業主行動計画」の策定や働き方の見直しについての支援を行う事業を継続して実施します。また、子どもや子育て家庭を社会全体で支える気運の醸成や、企業における働き方の見直しの推進に向けて、「みえ次世代育成応援ネットワーク」における取組の充実をはかります。(健康福祉部)

平成22年度 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する取組方針一覧(案)

No.	基本施策等	「評価と課題」項目	提 言	取 組 方 針
28	雇用等の分野における男女共同参画の推進	⑥企業における人材活用・人材育成について	企業に対し、男女共同参画の取組を促進するための施策(特にポジティブ・アクション)を講じること。企業内研修等に男女共同参画の視点が取り入れられるように働きかけること。	職場における男女共同参画の推進を目的に、男女の雇用均等や女性の活躍支援などを積極的に推進する企業を認証・表彰し、その取組を広めることにより、企業及び個人への啓発を行っていきます。(生活・文化部)
29	雇用等の分野における男女共同参画の推進	⑦仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進について	企業に対し、労働時間の短縮や多様な人材の活用を推進するよう促すこと。また、企業や個人に対し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の必要性について周知・啓発を行うとともに、より一層の推進を働きかけること。特に、県は仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関し、モデルとなる取組を実施するなど、率先して主導的な役割を果たすこと。	労使双方で平成22年3月に定めた「支えあう県庁文化構築のための提案」に基づき、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた総勤務時間縮減運動に取り組んでいきます。(総務部) 仕事と生活の調和を推進する企業を認証・表彰し、その取組を広めることにより、企業及び個人への啓発を行っています。また、県内の労使と行政で構成する「みえ雇用創出会議」、あるいは国、市、他の団体等との連携でワーク・ライフ・バランスに関するセミナー等を引き続き開催していきます。(生活・文化部)
30	雇用等の分野における男女共同参画の推進	⑦仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進について	仕事と家庭の両立支援の観点から、ファミリー・サポート・センターの設置促進、機能の充実を図るため、人材の確保や補助金の拡充を図るとともに、父子家庭をはじめとした子育て家庭の利用が促進されるよう働きかけを行うこと。 また、介護支援についても、家族の介護を担う人を地域で支える取組を推進すること。	ファミリー・サポート・センターについて、未設置市町の設置促進に取り組むとともに、病時・緊急時に応するなどの機能強化を進めます。また、会員の確保や利用の促進のための啓発等に取り組んでいきます。(健康福祉部)
31	雇用等の分野における男女共同参画の推進	⑧育児・介護休業取得者に対する貸付制度について	育児・介護休業取得者に対する貸付制度について、対象者のニーズの把握に努めるとともに、利用したい人に情報が届くよう周知方法を検討すること。	育児・介護休業中の生活資金貸付のチラシを作成し、県内関係機関や病院等へ送付するとともに、労働団体等が発行するものも含め、様々な広報誌等による情報発信を引き続き行っています。(生活・文化部)
32	雇用等の分野における男女共同参画の推進	⑨公共工事の総合評価方式における評価項目について	《一部新》新たに創設された認証制度の周知・啓発をはかるとともに、加点点数の妥当性、評価項目の見直し等について、引き続き検討を行うこと。	関係部局、関連団体とも連携し、認証制度の周知・啓発をはかります。(生活・文化部) 公共三部(農水商工部・環境森林部・県土整備部)及び企業庁における総合評価方式での入札については、既に建設工事、調査設計、測量業務委託の入札において、「男女がいきいきと働いている企業」知事表彰の受賞を評価項目としていますが、今年度より創設された「男女がいきいきと働いている企業」認証制度についてもその認証を評価項目として拡充し、取り組んでいます。(県土整備部)
33	雇用等の分野における男女共同参画の推進	⑩物件関係入札時の総合評価方式における評価項目について	《新》各所属において、新たに作成されたマニュアルが活用されるよう継続して働きかけを行うこと。	入札事務研修会等において「物件関係における総合評価方式一般競争入札事務の手引」を活用し、「次世代育成支援活動実績」、「男女共同参画活動実績」の評価項目を採用するよう、引き続き関係部局に働きかけていきます。(出納局)

平成22年度 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する取組方針一覧(案)

No.	基本施策等	「評価と課題」項目	提 言	取 組 方 針
34	雇用等の分野における男女共同参画の推進	⑪「男女がいきいきと働いている企業」知事表彰制度・認証制度について	《一部新》「男女がいきいきと働いている企業」知事表彰を受賞したことによる波及効果（社員・職員の意識向上、地域における知名度のアップ、就職希望者の増加、社内においてさらなる男女共同参画の推進につながるなど）をさらにPRし、表彰応募企業および受賞企業の増加につなげること。 また、新たに創設した「認証制度」のメリットを明らかにし、併せてPRに努めること。	受賞の効果を強くPRすることにより、応募企業及び認証・受賞企業の増加につなげます。また、認証制度のメリットについても検討を進めていきます。（生活・文化部）
35	雇用等の分野における男女共同参画の推進	⑫管理職に占める女性の割合について	《新》管理職に占める女性の割合の向上に向け、産業別・規模別・地域別等の状況分析を行った上で、女性の能力発揮や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）などに取り組む企業等への効果的な支援を行うこと。	管理職に占める女性の割合は、産業別、規模別、地域別には把握しており、その状況についてまず分析を行い、その結果を踏まえて必要な対策を検討していきます。（生活・文化部）
36	雇用等の分野における男女共同参画の推進	⑬みえチャレンジプラザの活用について	みえチャレンジプラザを活用し、就労を含めた女性の社会参画を推進すること。また、県内あらゆる地域の支援を必要とする人に対し、機動的で効果的な支援を行うため、みえチャレンジプラザの機能の充実に努めること。	意欲や能力のある女性等が、就業をはじめとした社会参画を行えるよう、ハローワークやマザーズサロンなどの関係機関と連携し、みえチャレンジプラザにおいて情報提供やアドバイスなど必要な支援を行います。また、県内のあらゆる地域の女性に対し効果的な支援を行う方法を検討していきます。（生活・文化部）
37	農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進	①女性農業委員の登用について	市町とともに女性農業委員の登用促進に関する取組を強化すること。（一農業委員会あたり2名以上）	市町に対して農業委員への女性登用の働きかけを継続していくとともに、女性が立候補しやすい環境づくり、農村女性アドバイザーを中心とした担い手人材の育成に引き続き取り組んでいきます。（農水商工部）
38	農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進	②家族経営協定の締結について	家族経営協定は、農山漁村女性の地位向上と経営や社会への参画を促進する効果があるので、その意義については積極的にアピールするとともに、協定の締結を一層推進すること。	家族経営協定の締結は、農業分野における男女共同参画の推進のみならず、農業経営の改善と後継者育成の効果も期待できることから、引き続き、農業改良普及センターを通じてPR促進をはかり、家族経営協定の締結を推進していきます。（農水商工部）

平成22年度 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する取組方針一覧(案)

No.	基本施策等	「評価と課題」項目	提 言	取 組 方 針
39	農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進	③農村・漁村女性アドバイザーの認定数等について	《一部新》農村・漁村女性アドバイザーの認定について、例えば、候補となる人材の育成に努める、アドバイザーを支援する仕組みを拡充する等、人数を増加させる取組を一層推進すること。 また、市町の担当部署と連携をとり、農村・漁村女性アドバイザーの活動の促進をはかるとともに、活動内容の充実に取り組むこと。	農村女性アドバイザーの認定・育成については、候補となる若い次世代の女性リーダー育成も含めて、引き続き推進に取り組んでいきます。 また、認定された農村女性アドバイザーについては、農業委員会を始めとする各種審議会等への登用を働きかけるほか、各地域での主体的な活動について市町の担当部署と連携のもと、更なる支援を行っていきます。 漁村女性アドバイザーの認定・育成については、水産の担い手育成の一環として漁村女性活動支援事業を通して、漁村女性アドバイザーに相応しい人材を見い出し、市町の担当部署や漁協女性部と連携して認定数を増やしていきます。また、漁協女性部連合会の役員との合同研修などによって、活動内容の充実に努めます。（農水商工部）
40	農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進	④漁業分野における男女共同参画について	漁業分野における男女共同参画の取組の現状を把握し、男女共同参画の推進に向けた取組ができるよう行政、漁業協同組合などの支援を強化すること。	漁村女性アドバイザーの認定や漁村女性アドバイザーの研修・行事への参加の取組など、男女共同参画の取組が進んでいる地域を参考に、関係団体や市町と協力し、男女共同参画の推進に向け積極的に取り組んでいきます。（農水商工部）
41	農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進	⑤各分野における男女共同参画の現状について	農業、林業、漁業、商工業等の自営業の各分野における男女共同参画の現状把握を行い、各分野に即した取組を進めること。	林業分野について、山林作業は機械化が遅れており、肉体的に重労働の職場環境にあります。このため女性就業者は若干の山林作業員と、椎茸栽培など特用林産物の生産に携わることが多くなっています。県としては、男女を問わない新規就業者の確保に向け、林業技能に対する研修等の支援を行っていきます。（環境森林部） 農業分野については、市町等関係機関とともに引き続き現状把握を行い、男女共同参画推進の取組を進めていきます。 水産分野については、漁協、漁連と協力して現状を把握し、男女共同参画推進に必要な取組を支援していきます。 商工分野については、商工会、商工会議所等と連携して、女性部等の活動を支援するなど、男女共同参画推進の取組を進めていきます。（農水商工部）
42	農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進	⑥各種団体の役員への女性登用について	農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会、商工会議所等の各種団体の役員に女性の積極的登用をはかるよう働きかけること。	各森林組合の定款では、男女を問わず正組合員から役員を選任することができるとなっています。現在、女性の組合員が少ないことから役員登用はなく、県としては登用が困難な環境でもあり、各森林組合の自主性に任せています。（環境森林部） 三重県農山漁村男女共同参画推進会議等を通じて、各種団体、漁協の役員への女性の積極的登用について働きかけを行います。 商工会、商工会議所等における女性の役員への登用がはかられるよう、女性部等の活動を支援します。（農水商工部）

平成22年度 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する取組方針一覧(案)

No.	基本施策等	「評価と課題」項目	提 言	取 組 方 針
43	農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進	⑦起業支援について	農林水産業、商工業にかかる起業支援のため、女性起業家の意見を聴くなど、女性の参画への配慮を行った上で、制度の充実やニーズに応じた具体的な支援を進めていくこと。	林業分野の起業支援については林業普及指導事業により情報提供等の支援を進めています。(環境森林部) 農業分野の起業支援については、農業改良普及センターを通じて、引き続き女性農業者の起業活動に対して相談、情報提供等、支援を進めていきます。 漁業の担い手育成事業や強い漁家経営支援事業を活用して起業化を目指す漁村女性グループの活動を支援しています。また、意欲ある漁村女性グループに起業化支援を目的とした事業等を活用できるように情報提供に努めます。 県の創業支援施策等を検討する際に女性起業家の意見を求めるなど、女性の意見・ニーズを反映した起業支援策を講じるとともに、個人創業1ヶ月以内または会社設立2ヶ月以内に具体的な計画を有する方(男女問わず)を対象に、三重県中小企業融資制度「創業・再挑戦支援資金」を貸し付けています。(農水商工部)
44	家庭・地域における男女共同参画の推進	① 地域における子育て・介護について ② 子育て・介護における女性の負担について ⑥介護分野における男女共同参画について	男女ともに働き方を見直し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を考えた子育て・介護にあたること。 子育て・介護は社会全体で行うという意識の浸透をはかるため、本人・家族・社会全体の意識改革に向けた取組を行うこと。 また、次世代育成支援対策推進法による行動計画等により、社会全体で男女がともに子育てを担うことができるスキルの向上をはかるとともに、子どもたちや子育て家庭を社会全体で支えるという観点から、「みえ次世代育成応援ネットワーク」の周知・啓発をはかること。 介護をする人に対し、介護に関する知識と方法を習得するための支援を行うこと。	「仕事と生活の調和のとれた働き方」の普及に向けた意識啓発を目的として、中小企業事業主・労務管理者等を対象に「ワーク・ライフ・バランスセミナー」を開催し、社会的気運の醸成をはかります。また、介護をする人に対する支援については、各市町において、地域の実情に応じて、介護教室や介護者の集いなどの事業が実施されており、県としてこうした取組が積極的に行われるよう、市町を支援していきます。(健康福祉部)
45	家庭・地域における男女共同参画の推進	①地域における子育て・介護について ③「地域子育て支援センター」について	子育てに関する支援サービスのニーズ把握を行うとともに、疎外感を持ちがちな子育て世代が地域、社会とつながりが持てるよう交流の機会や情報提供を行うこと。	地域子育て支援センター(地域子育て支援拠点施設)は市町が実施主体となって取り組んでおり、県としては、市町職員を対象とした研修を実施するなど、支援をはかっていきます。(健康福祉部)
46	家庭・地域における男女共同参画の推進	③「地域子育て支援センター」について	地域の子育て支援の拠点となる「地域子育て支援センター」の設置箇所を増やすとともに、その事業内容についても母親だけではなく父親、祖父母などさまざまな利用者のニーズを把握し、必要とされる支援を行うこと。	地域子育て支援センター(地域子育て支援拠点施設)は市町が実施主体となって取り組んでおり、県としては、市町職員を対象とした研修を実施するなど、支援をはかっていきます。(健康福祉部)

**平成22年度 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する取組方針一覧(案)**

No.	基本施策等	「評価と課題」項目	提 言	取 組 方 針
47	家庭・地域における男女共同参画の推進	④子どもの医療・健康相談について	《新》核家族化などにより、家族の支援が受けられない保育者からの医療・健康相談のニーズは高いことから、他県の深夜等における相談受付状況等を把握し、相談・対応時間を検討すること。	三重県では、小児科医師が直接電話対応をしており、相談時間の延長は困難な状況ですが、他県の事例の状況把握を行ったうえで、対応を検討していきます。(健康福祉部)
48	家庭・地域における男女共同参画の推進	⑤保育サービスの充実促進について	《新》特別保育実施箇所数は、制度の変更により、減少しており、サービスの低下を招かないよう注視するとともに、必要に応じて制度を所管する国に要望等を行うこと。	特別保育の実施については、市町の次世代育成支援行動計画に基づき取組が進むよう注視していくこととしています。制度の要望については、地域の実態に合った制度が構築されるよう国家予算要望等を通じて要望を行っていきます。(健康福祉部)
49	家庭・地域における男女共同参画の推進	⑦高齢者介護を支えるシステムづくりについて	高齢者介護に関する相談・苦情・支援の窓口については、必要な情報が必要な人に届くよう、さまざまな媒体を通して効果的な周知を行うこと。	高齢者介護に関する相談等については、各市町に設置されている地域包括支援センターが担っています。各市町においては、広報誌をはじめとするさまざまな媒体を通じて地域包括支援センターの役割等について周知をはかっているところであり、住民に必要な情報がわかりやすく伝わるよう、県として市町を支援していきます。(健康福祉部)
50	家庭・地域における男女共同参画の推進	⑧介護を受ける人の尊厳を重んじた介護サービスの提供について	介護を受ける人個人の尊厳を重んじ、受ける人の意識や気持ちを大切にした介護サービスが提供されるよう周知徹底すること。	介護保険制度のもとで適切な介護が行われるよう、介護支援専門員研修、認知症実践者研修、高齢者虐待防止研修等を実施しており、人権の尊重に関しては、関係団体を通じ、介護職員を対象とした人権研修を実施し、介護に携わる職員の人権意識の向上をはかっています。 また、ユニットリーダー研修では、利用者一人ひとりの個性や生活リズムに沿った、自律的な日常生活を営めるよう研修を行っています。更に、監査においては、まず、入所者の意思及び人権を尊重し、常にその者の立場に立って、サービスが提供されているか自己点検を行わせ、その確認を行っています。(健康福祉部)
51	家庭・地域における男女共同参画の推進	⑨介護労働者の雇用環境について	介護の社会化を推進する観点から、男性も就業しやすい環境の整備や他の業種と比べた給与水準の格差解消に向け、国や関係機関等への働きかけを行うこと。	今後、ますます、要介護者の増加が見込まれる中、他の業種との賃金格差を縮め、介護が確固とした雇用の場として成長していくよう、介護職員の賃金改善等を行うための資金を交付しているところです。平成23年度末までの限定措置であるため、国に対して恒久的な制度となるよう要望していきます。(健康福祉部)
52	家庭・地域における男女共同参画の推進	⑩「家庭の日」の啓発、活用について	県条例により定められている「家庭の日」を活用し、家庭生活の重要性について周知・啓発を進めること。	ホームページを通して「家庭の日」の周知をはかる他、様々な機会を通じて啓発を行っていきます。(健康福祉部)
53	家庭・地域における男女共同参画の推進	⑪自治会における女性会長の割合について	地域における活動において、固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、代表者には実際に活動する人が就任することであることから、今後の進捗状況の動向を注視すること。	自治会における女性会長の割合については、県内における男女共同参画の推進状況を測る上で重要な指標と考えています。地域において女性が代表者として参画をする機会が増えるよう、固定的性別役割分担意識の解消へ向け、男女共同参画に関する意識啓発に取り組んでいきます。(生活・文化部)

**平成22年度 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する取組方針一覧(案)**

No.	基本施策等	「評価と課題」項目	提 言	取 組 方 針
54	家庭・地域における男女共同参画の推進	⑫防災分野における男女共同参画の取組について	防災に関する講演会などのさまざまな企画や、防災訓練への女性参加率の向上に努めるとともに、災害時において女性や子ども・高齢の被災者に配慮すること。また、その際、避難所においても適切な配慮を講じること。	防災訓練や講演会、研修等を通じて防災分野への女性参画に努めるとともに、避難所の運営を含めた災害時要援護者対策を推進し、地域防災力の向上に取り組みます。(防災危機管理部)
55	家庭・地域における男女共同参画の推進	⑬観光分野における男女共同参画の取組について	《新》「女将の会」を結成するなどの取組が進められているが、今後は、それぞれの会の連携をはかり、広域的な取組に発展させるなど、さらなる取組を行うこと。	「女将の会」を中心とした誘客につなげる企画やその情報発信について、引き続き支援を行います。さらに、その企画を通じて各会の連携をはかり、広域的な展開を進めていきます。(農水商工部)
56	家庭・地域における男女共同参画の推進	⑭地域づくりにおける男女共同参画の取組について	《新》「美し国おこし・三重」事業の推進については、地域づくりに女性の視点を取り入れるために、企画・検討する場(幹事会)や担い手を育成する場(企画委員会)への女性の参画促進をはかるなどの取組を進めること。	企画委員は、原則、幹事会幹事から選任することとしています。幹事は、企業や業界団体等、地域づくり関係者から選任しています。企業や業界団体等については、当該団体の組織上の都合によりますが、地域づくり関係者については、11名中6名を女性から選任し、女性の視点を取り入れるよう努めています。 また、「美し国おこし・三重」の参画など地域づくりの主体として、女性は大きな役割・期待を担っており、その地域づくり活動が自立・持続可能となるよう、支援を行っていきます。(政策部)
57	家庭・地域における男女共同参画の推進	⑮NPOとの連携・協働について	NPOとの連携・協働を進めることにより、地域における男女共同参画施策の一層の推進をはかること。	地域における男女共同参画の推進に向け、セミナーやイベントの共同開催等、さまざまな場面における連携・協働を検討し、効果的な取組を行います。(生活・文化部)
58	生涯を通じた男女の健康と生活の支援	①健康管理・保持・増進に対する支援について	男女がその健康状態に応じて、適切に自己管理するための健康教育、相談体制の確立や人生の各ステージに対応した適切な健康の保持・増進ができるよう、総合的な健康管理システムを構築すること。	男女が健康的で快適な生活を維持するためには、あらゆる主体が協働で個人の健康づくりを支援していくことが必要であり、企業・NPO等への働きかけにより、地域・職域連携を進め、健康づくり支援体制を推進することで、生活習慣病予防につなげていきます。(健康福祉部)
59	生涯を通じた男女の健康と生活の支援	①健康管理・保持・増進に対する支援について	生涯に亘っての健康支援のため、男性も含めた的確な性差医療知識のより一層の普及をはかること。	性差医療の知識の普及については、関係機関の協力を得ながら必要な取組を検討します。(健康福祉部)
60	生涯を通じた男女の健康と生活の支援	②こころの健康づくりに対する支援について	男女ともにストレスに対するこころの健康づくりを支援すること。特に、女性特有である妊娠・出産等から生じるストレスについて、安心して相談できる体制等を充実すること。	保健所において、未熟児訪問や療育相談等を実施とともに、市町が実施している健康教育や育児相談等の保健事業と連携して、こころの健康づくりを進めます。また、「こころの健康センター」において、電話あるいは来所によるこころの健康相談を充実し、県民のライフステージにあった相談支援体制の整備、充実を進めます。(健康福祉部)

平成22年度 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する取組方針一覧(案)

No.	基本施策等	「評価と課題」項目	提 言	取 組 方 針
61	生涯を通じた男女の健康と生活の支援	③女性が安心して妊娠、出産できる医療体制の整備について	女性が安心して妊娠・出産できる環境が地域格差なく提供できるよう、産科医・小児科医の確保と適正配置を国等の関係機関に働きかけるとともに、助産師の積極的な活用をはかること。	医師修学資金貸与制度の活用等により、産科・小児科など不足が著しい診療科の医師確保に取り組むとともに、国家予算編成に向けた提言・要望活動において、医師の不足・偏在の解消をはかる抜本的な医療制度改革を進めるよう、国に対する働きかけを引き続き行なっていきます。また、助産師の養成・確保に向けて、助産師養成校の運営を支援するとともに、安心してお産ができる環境整備をはかるため、助産師養成確保懇話会を開催し、助産師外来の設置や、助産師と産科医の協働を促進する取組等について、検討を進めます。(健康福祉部)
62	生涯を通じた男女の健康と生活の支援	④不妊治療専門相談センターについて	《一部新》不妊専門相談センターのより一層の周知をはかるとともに、相談に応じる人材の確保・育成等を行うことにより、相談体制の充実をはかり、相談が早期の治療につながる取組を一層進めること。	不妊専門相談センターでの専門相談について、人材の確保等相談機能の充実や相談者交流会など相談体制の充実を進めます。(健康福祉部)
63	生涯を通じた男女の健康と生活の支援	⑤ひとり親家庭に対する支援について	《一部新》ひとり親家庭において、個々の実情に応じた支援を利用できる体制づくりを行い、母子家庭、父子家庭ともに必要な支援を行うこと。	一時的に保育等のサービスが必要な母子家庭と父子家庭に対する家庭生活支援員派遣事業や、就職に有利な国家資格取得を支援する給付金事業を実施します。(健康福祉部)
64	男女共同参画を阻害する暴力等への取組	①「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」について ⑥DV被害者に対する相談、支援の充実について	相談員の資質向上、専門機関の役割分担の明確化、関係機関および他県との連携の強化等により、質の高いサービスの提供に努めるとともに、実施したサービスに対する満足度についての調査を検討するなど、常にニーズ把握と事業のフォローを行うこと。 また、相談機関間の連携強化をはかりながら、専門相談機関への適切な紹介等が可能となるよう、各相談機関の窓口機能を強化すること。	相談員の資質向上を目的とした専門研修・スーパーバイズの実施や専門機関の役割分担を明確化するとともに、関係機関および他県との連携の強化等をはかるための担当者会議を実施できるよう働きかけていきます。また、関係機関とともにニーズ把握を行い、事業実施に反映できるよう地域機関にも協力を呼びかけていきます。(健康福祉部) 年間を通して、各警察署の相談業務担当者を対象とした研修会等を定期的に開催するなど、相談員の資質の向上に努めるほか、公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターの紹介や同支援センターへの情報提供を行うなど、関係機関等との連携の強化に努めます。 また、春の人事異動直後に定期開催している「ストーカー・配偶者暴力事案担当者研修会」を継続して実施するほか、隨時、警察本部担当者による各警察署への巡回指導等を推進し、業務担当者の資質及び知識の向上に努めます。 さらに、警察本部及び各警察署では地域ごとに開催されるDV防止会議等に積極的に参加し、関係機関との連携の強化に努めます。(警察本部)
65	男女共同参画を阻害する暴力等への取組	①「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」について	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成19年7月改正・平成20年1月施行)の主旨を周知徹底し、さらなる意識の普及に努めるとともに、基本計画については、社会情勢の変化や他の関連計画の内容を踏まえ、検討すること。	基本計画改訂版第2版策定による数値目標の見直しを機に、市町をはじめとした関係機関を核とした多様な主体が参画する啓発の強化によって法律の周知、DV防止意識の浸透を促進します。(健康福祉部)

平成22年度 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する取組方針一覧(案)

No.	基本施策等	「評価と課題」項目	提 言	取 組 方 針
66	男女共同参画を阻害する暴力等への取組	②DV加害者更生に関する取組について	DVについては、被害者支援はもとより、加害者更生のためのプログラムについても検討し、DV（再発・未然）防止の取組に活かしていくこと。	警察との連携により、若年の加害者に対する少年サポートセンター等による相談対応を行うとともに、DVに関する被害届けの提出の促進をはじめとするDV防止の取組を行います。（健康福祉部）
67	男女共同参画を阻害する暴力等への取組	③若年男女間の暴力（デートDV）の防止について	《一部新》若年男女間の暴力（デートDV）防止に向け啓発に取り組むこと。特に、若年男女間の暴力の防止については、DVの抑止にもつながり、暴力を伴わない人間関係を構築する視点からも早期に取り組むことが重要であることから、教育現場において効果的な教育を実施すること。 また、意識啓発や教育の効果的な実施のため、健康福祉部と教育委員会事務局が密接な連携を図るとともに、効果的な教育を実施するため、教員の正しい知識習得に向けた研修等の取組を行うこと。	教育現場でのデートDV防止への取組が促進されるよう、専門家による出前講座を実施し、啓発物を効果的に配布するなど関係機関と連携をはかります。また、教育関係者を対象とした研修を実施できるよう関係機関と協力して呼びかけていきます。（健康福祉部） インターネットを活用した研修講座（ネットDE研修）において「DVに関する認識を深めるために」を配信し、教職員の個別の研修や校内研修での活用を推進し、若年男女間の暴力防止に関する教職員の正しい知識習得に努めます。 また、内閣府から出された「若年層を対象とした交際相手からの暴力の予防啓発教材」等を活用して未然防止の取組を進めるとともに、各学校で早期発見、早期対応に取り組めるよう、スクールカウンセラー等を配置して、相談体制を整えます。（教育委員会）
68	男女共同参画を阻害する暴力等への取組	④DVおよび児童虐待関係機関の連携について	別々に行われてきたDVと児童虐待への関わりについて、児童相談センターと女性相談所の連携により、総合的な対応を実施すること。	潜在するDV被害者児童への見守りとケア体制が構築されるよう関係機関及び市町との対話を重ねていきます。（健康福祉部）
69	男女共同参画を阻害する暴力等への取組	⑤DV被害者の自立に向けた支援について	DV被害者のニーズに応じた対応ができるように、保護施設の充実をはかるとともに、自立支援に向けた特色ある活動が行われるよう、環境づくりについて検討すること。	婦人相談員や母子自立支援員が協力体制を充実するとともに婦人保護施設等の機能整備を進めることにより、DV被害者が生活再建に不安なく避難できるよう体制整備を進めます。（健康福祉部）
70	男女共同参画を阻害する暴力等への取組	⑥DV被害者に対する相談、支援の充実について	DV被害者の経済的支援を含めた自立支援の充実と、被害者が必要とする支援が受けられるようにすること。また、相談については、女性相談所だけでなく、県内に配置されている女性（婦人）相談員も活用し、相談者が利用しやすいよう配慮すること。	就労支援事業の活用促進及び相談窓口周知のため、市町を含む地域関係機関の協力を得てDV被害者の目に触れるよう、啓発機会を拡大していきます。（健康福祉部）

平成22年度 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する取組方針一覧(案)

No.	基本施策等 「評価と課題」項目	提 言	取 組 方 針
71	男女共同参画を阻害する暴力等への取組	⑦DVに関する正しい理解と意識の浸透について  広く県民にDVに関する正しい知識と理解を深めるための取組を行うとともに、地域社会の一員である外国人への効果的な啓発を検討すること。また、特に県職員および教職員に対しては、継続的、効果的な研修等を実施し、正しい理解と意識の浸透に努めること。	DV知識を深める啓発を強化するために県内一斉の街頭啓発を実施するとともに、職員研修については、人権研修の一環として継続的な取組を行います。外国人への啓発については、DV相談機関一覧多言語版などを活用するとともに、DV知識を持った専門通訳者の養成を行い、外国人への対応を進めます。(生活・文化部、健康福祉部) インターネットを活用した研修講座（ネットD E研修）において「DVに関する認識を深めるために」を配信し、教職員の個別の研修や校内研修での活用を推進し、男女間の暴力防止に関する教職員の正しい知識習得に努めます。 また、養護教諭が保健室において相談を受けたり、指導したりする機会も多いことから、養護教諭を対象としたDVやデートDV防止に関する研修を実施します。(教育委員会)
72	男女共同参画を阻害する暴力等への取組	⑧犯罪被害者支援について  《一部新》犯罪被害者支援に関する取組については、公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターのより一層の機能充実をはかるとともに、今後さらに関係機関とも連携をはかりながら推進すること。 また、外国人の犯罪被害者支援のため、多言語のマニュアルを作成すること。	行政機関の行う各種犯罪被害者支援活動を補完し、継続的に充実した支援活動を行う「公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター」の被害者総合相談窓口の充実をはかるため、指導・支援を行うほか、三重県犯罪被害者支援連絡協議会等に参画する関係機関・団体等との連携をさらに強化し、迅速かつ適切な被害者支援活動を推進します。 また、外国人の犯罪被害者を支援するため、多言語のマニュアルの作成を行います。(警察本部)
73	男女共同参画を阻害する暴力等への取組	⑨セクシュアル・ハラスメント セクシュアル・ハラスメントは、男女共同参画を阻害するだけでなく、重大な人権侵害であり、雇用の場だけでなく、社会のあらゆる場面においても排除、防止されなければならない。雇用の場以外の地域等における相談及び支援体制を充実すること。	引き続き人権センターや男女共同参画センターにおいて相談対応を行い、必要な支援を行います。(生活・文化部)
74	男女共同参画を阻害する暴力等への取組	⑩医療機関と各関係機関との連携について  医療機関との横の関係を構築しつつ、県がモデルとなる連携組織の構築をはかるとともに、医療関係者全ての人へのDVに関する知識の教育・訓練を実施すること。	各市町が設置している要保護児童対策協議会など地域DV防止ネットワークの活用により医療機関との連携を進めます。(健康福祉部)
75	男女共同参画を阻害する暴力等への取組	⑪市町DV防止ネットワークについて  《一部新》市町の相談窓口の明確化や市町DV防止ネットワーク会議の設置を引き続き進めるとともに、地域における関係機関の連携がはかられるよう、体制づくりに努めること。	各市町が設置している要保護児童対策協議会など地域DV防止ネットワークの活用がはかられるよう、市町の体制づくりを支援します。(健康福祉部)

**平成22年度 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する取組方針一覧(案)**

No.	基本施策等	「評価と課題」項目	提 言	取 組 方 針
76	計画の推進	①第2次男女共同参画基本計画の策定について	《新》県の総合計画「県民しあわせプラン・第三次戦略計画（仮称）」との整合性に留意しつつ、時代に即した実効性のある第2次三重県男女共同参画基本計画を策定し、着実に男女共同参画を推進すること。	男女共同参画推進の必要性は一層高まっており、三重県総合計画など県の各種計画との整合性に留意しつつ、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、着実に男女共同参画社会の実現をはかるため、実効性ある第2次三重県男女共同参画基本計画を策定します。（生活・文化部）
77	計画の推進	②職員への男女共同参画意識の普及と県のあらゆる施策への男女共同参画の視点の反映	《一部新》県の全ての施策が男女共同参画の視点で展開されるよう、県職員に対し男女共同参画研修等を実施し、意識の普及を継続的に行うこと。特に各種相談窓口の職員を対象とした研修の実施をはじめとした意識の普及を行うこと。	全ての職員が男女共同参画の視点を持ち施策を推進することができるよう、人権研修やステージ別に実施される職員研修において男女共同参画研修を引き続き実施していきます。（生活・文化部）
78	計画の推進	③市町に対する働きかけについて	基本計画未策定市町への訪問や市町担当職員研修等、それぞれの市町が必要とする支援を行うことにより、地域における男女共同参画の推進をはかること。	条例・基本計画策定市町の割合を目標値に掲げ、未策定市町に対し、基本計画策定の参考資料となる意識調査の実施や情報提供など必要な支援を行います。また、地域において男女共同参画を推進するチャレンジセンターを養成するとともに、市町長等に対しその地域で活躍するチャレンジセンターが直接インタビューを行うことなどにより、市町における男女共同参画意識の普及、気運の醸成をはかります。（生活・文化部）
79	計画の推進	④女性のチャレンジ支援について	「女性のチャレンジ支援」について、それぞれの取組が効果的に活用されるよう周知・啓発活動を積極的に行うこと。	パンフレットなどによる広報活動に加え、市町や県の他事業等と連携した事業展開などにより、みえチャレンジプラザの周知に努めるとともに、チャレンジネットワークやチャレンジセンター等の協力を得て、シンポジウムやセミナーを開催することにより、女性のチャレンジ支援に関する周知啓発をはかります。（生活・文化部）

平成22年度 三重県男女共同参画審議会による評価・提言に対する取組方針一覧(案)

No.	基本施策等	「評価と課題」項目	提 言	取 組 方 針
80	計画の推進	⑤特定事業主行動計画の推進について	<p>県（知事部局等、教育委員会、警察）の次世代育成支援の取組について、行動計画において明確な目標値を設定し、職員との対話などにより的確にニーズを把握しながら、積極的に取り組んでいくこと。特に、男性が子育てに主体的にかかわろうとする意識の醸成をはかるとともに、仕事と家庭の両立を実現するために、在宅勤務制度等の多様な勤務形態の導入検討を含め、さらなる充実をはかること。</p> <p>また、男性職員が育児休業や早出遅出勤務等を取得することに対する職場の理解は、職員が安心して制度を利用するための重要な要素であることから、職場の理解の促進に努めるとともに、日頃から職場全体でサポートしあえる環境づくりに努めること。</p> <p>今後とも、市町、企業などに対し、県の取組がモデルケースとなるよう率先して取り組むこと。</p>	<p>平成22年4月に策定した特定事業主行動計画「次世代育成支援のための行動計画」（後期計画）に基づき、「仕事も子育てもみんなで応援する県庁づくり」を目指し、計画的かつ着実な取組を引き続き進めています。前期計画で制度整備を重点的に行った結果、各種制度が充実し、多様な勤務形態が可能となったことを踏まえ、後期計画では、労使協働の取組による意見交換などを実施しながら、引き続き職員ニーズの把握に努めるとともに、制度を活用しやすい雰囲気の醸成に重点を置いて取組を進めます。</p> <p>また、階層別研修等の中で、次世代育成支援の意義を周知するとともに、男性も女性も子育てしやすい働き方を実現するため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）による仕事と家庭の両立支援をはかり、職員が安心して制度を利用できるよう、日頃から職場全体でサポートしあえる環境づくりに努めます。（総務部）</p> <p>教育委員会では、第一期特定事業主行動計画（平成17年4月～平成22年3月）の取組状況を踏まえ、平成22年3月に策定した第二期特定事業主行動計画「子育て支援アクションプラン」（平成22年4月～平成27年3月）に基づき、「仕事」にも「子育て」にもがんばる職員を、みんなで応援する職場づくりを目指し、男性職員の育児参加を促進するための取組を進めています。計画の目標達成にむけて、引き続き教職員を対象にしたアンケート調査を実施し、ニーズの把握・分析等を行い、今後の取組に反映していきます。</p> <p>また、職場における次世代育成を支援する意識の醸成をはかるため、引き続き子育て支援制度のリーフレットや父子健康手帳などを配付するとともに、新たに「子育てのための休暇取得プログラム」の作成・周知、教育委員会事務局「職場体験デー」の実施、次世代育成支援に関する研修会の開催やネットDE研修の研修講座の普及などの取組を進めます。（教育委員会）</p> <p>警察業務の特殊性を踏まえつつ、仕事と子育ての両立を支援していくため、職員が子どもを生みやすい、また、育てやすい職場環境の整備をはかるとともに、職員の意識改革、育児等を担う職員に対する配慮・支援、職場全体の理解の醸成に努めます。</p> <p>また、職員に対しては、休暇を取得しやすい職場環境づくりの醸成、育児に係る休業制度等の周知、超過勤務の縮減などを推進するよう意識付けをはかります。なお、警察の「第二期次世代育成支援行動計画」において、平成26年度までに職員1人当たりの年次有給休暇取得日数を8日間以上とする目標を設定しています。（警察本部）</p>



## Ⅱ 「第2次三重県男女共同参画基本計画」最終案について

### 1 趣旨

平成14年に現行の基本計画（平成19年に一部改訂）を策定し、施策の総合的かつ計画的な推進に取り組んできましたが、この計画が平成23年3月末で終了することから、平成22年度内に第2次基本計画を策定します。

### 2 パブリック・コメントの実施等

「第2次三重県男女共同参画基本計画」中間案を県議会生活文化環境森林常任委員会に報告しました後、この中間案に対するパブリック・コメントおよび「県民の皆さんのお意見を聴く会」を実施しました。

#### (1) パブリック・コメント

- ・意見募集期間 10月16日～11月15日
- ・意見の件数 205件

#### (2) 県民の皆さんのお意見を聴く会

- ・開催箇所数等 10月20日から11月12日の間に県内5か所で開催
- ・参加者数および意見の件数 参加者 116名 意見 42件

### 3 第2次基本計画「最終案」の概要

パブリック・コメントや「県民の皆さんのお意見を聴く会」での意見および三重県男女共同参画審議会等からの意見を踏まえ、最終案を取りまとめました。

#### (1) 計画の期間

平成23年度から平成32年度までの10年間

#### (2) 基本施策

現行計画では、基本施策Ⅲを「働く場と家庭・地域における男女共同参画の推進」としており、Ⅲ-Ⅲに「家庭・地域における男女共同参画の推進」があります。第2次基本計画最終案では、身近な生活の場である地域での男女共同参画の推進を重視し重点的に取り組むため、基本施策Ⅲから「家庭・地域における男女共同参画の推進」を分離して、基本施策のⅣと位置づけました。

#### [第2次基本計画 基本施策]

- I 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
- II 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進
- III 働く場における男女共同参画の推進
  - III-I 雇用等の分野における男女共同参画の推進
  - III-II 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進
- IV 家庭・地域における男女共同参画の推進
- V 心身の健康支援と性別に基づく暴力等への取組
  - V-I 生涯を通じた男女の健康と生活の支援
  - V-II 男女共同参画を阻害する暴力等への取組

### (3) 重点事項

政策・方針決定過程への女性の参画促進、子どもの頃からの男女共同参画に関する理解の促進、企業等における男女共同参画の取組の促進などを重点的に進めます。

#### [第2次基本計画 重点事項]

- ① 「社会のあらゆる分野で 2020 年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも 30%程度」との国の目標を踏まえ、県においても、この目標をめざし、効果的な取組を進めます。
- ② 就業、起業、ボランティア活動などに、いつでも、どこでも、誰でも能力発揮できるよう、特に女性の社会参画に対する支援策を推進します。
- ③ すべての人が男女共同参画を自分の問題としてとらえられるよう、男女共同参画に関する理解の促進をはかります。特に男性への積極的なアプローチや、子どもの頃からの理解促進に努めます。
- ④ 働き方の見直しの促進や仕事と家庭の両立支援制度の活用等により、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するとともに、企業等における男女共同参画の取組を促進します。また、これらの取組により、M字カーブに関する問題の解消をはかります。
- ⑤ 地域づくり、防災、環境保全、観光振興等の地域活動における男女共同参画を推進します。
- ⑥ ひとり親世帯等、生活上の困難に直面する男女への支援を推進します。
- ⑦ 男女共同参画を阻害する暴力等への取組として、性別に基づく暴力等は重大な人権侵害であり、暴力等を許さないという意識の普及啓発に取り組むとともに、「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画 改定版」に基づき、DVの被害者保護・支援体制の充実に取り組んでいきます。

### 4 三重県男女共同参画審議会での審議状況

- |       |   |
|-------|---|
| 5月    | 第1回全体会（第2次基本計画にかかる諮問）   |
| 7月    | 3つの専門部会（施策実施について評価）   |
| 8月～9月 | 3つの専門部会（施策実施について評価、中間案たたき台の検討）<br>第2回全体会（施策実施の評価・提言のとりまとめ、中間案たたき台の検討） |
|       | 第3回全体会（中間案の検討）  |
| 11月   | 第4回全体会（最終案の検討）  |

### 5 今後の予定

- |    |  |
|----|--|
| 1月 | 三重県男女共同参画審議会から知事への答申<br>三重県男女共同参画推進会議（「第2次三重県男女共同参画基本計画」案検討） |
| 2月 | 第1回定例会2月会議（「第2次三重県男女共同参画基本計画」案上程）                            |

## 計画の体系（第2次男女共同参画基本計画 最終案）

目標	基本施策	施策の方向
男女共同参画社会の実現	I 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>県の審議会等委員への女性登用</li> <li>県における女性職員等の登用</li> <li>市町への働きかけ</li> <li>事業者等への働きかけ</li> <li>地域における男女共同参画への取組支援</li> <li>ポジティブ・アクションの普及と女性の社会参画への支援</li> </ol>
	II 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画について県民の理解を深めるための広報・啓発の充実</li> <li>学校等における男女共同参画教育の推進</li> <li>生涯を通じた学習機会の充実</li> <li>事業者等に対する広報・啓発の充実</li> <li>メディアへの対応</li> <li>国際的な動きへの対応と活動支援</li> </ol>
	III 働く場における男女共同参画の推進	<p>III-1 雇用等の分野における男女共同参画の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>雇用の場における男女共同参画意識の普及</li> <li>男女の均等な機会と待遇の確保の推進</li> <li>男女共同参画の視点に立った能力開発および能力發揮に対する支援</li> <li>雇用環境の整備や再就職への支援</li> <li>仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及と働き方の見直しの促進</li> </ol> <p>III-2 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>方針決定の場への男女共同参画の推進</li> <li>経営能力や技術の向上支援</li> <li>家族的経営における働きの評価と就業環境の整備</li> <li>起業家等に対する支援</li> </ol>
	IV 家庭・地域における男女共同参画の推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>家庭、地域、職場におけるバランスのとれた生活への支援</li> <li>多様なニーズに対応した子育て支援</li> <li>介護を支援する環境の整備</li> <li>地域活動における男女共同参画の促進</li> </ol>
	V 心身の健康支援と性別に基づく暴力等への取組	<p>V-1 生涯を通じた男女の健康と生活の支援</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>生涯にわたる健康の管理・保持・増進の支援</li> <li>性と生殖に関する健康支援の充実</li> <li>自立のための生活支援</li> </ol> <p>V-2 男女共同参画を阻害する暴力等への取組</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>関係機関の連携による支援体制等の整備</li> <li>ドメスティック・バイオレンス対策の推進</li> <li>セクシュアル・ハラスメント対策の推進</li> <li>性犯罪、売買春、ストーカー対策等の推進</li> </ol>
	計画の推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>県の推進体制の充実と率先実行</li> <li>男女共同参画に関する実施計画の策定および施策評価の実施</li> <li>男女共同参画に関する調査・研究、情報の収集と提供</li> <li>男女共同参画に関する相談・苦情への対応</li> <li>市町との協働</li> <li>県民、NPO、各種団体、事業者、教育・研究機関等との連携</li> <li>男女共同参画センター「フレンテみえ」の機能の充実</li> <li>社会参画への支援の推進</li> </ol>

## 「第2次三重県男女共同参画基本計画」中間案に対する意見について

「第2次三重県男女共同参画基本計画」中間案に対するパブリック・コメントおよび「県民の皆さん 의견を聴く会」において出された意見について、次のとおり取りまとめました。

### ● 意見の項目と件数

意 見 の 項 目		件 数
第1章	I 計画策定の趣旨	4
	II 計画の基本的な視点	5
	III これまでの取組と現状	6
	IV 計画の体系	1
	V 計画の重点事項	4
第2章	I 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	18
	II 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	41
	III-I 雇用等の分野における男女共同参画の推進	12
	III-II 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進	3
	IV 家庭・地域における男女共同参画の推進	6
	V-I 生涯を通じた男女の健康と生活の支援	16
	V-II 男女共同参画を阻害する暴力等への取組	110
第3章 計画の推進		7
その他		14
合 計		247

### ● 意見の反映状況

反 映 区 分	件 数
① 意見をふまえて修正または追加するもの	10
② 意見の趣旨が既に含まれているもの又は対応しているもの	64
③ 実施計画策定または施策を進める中において検討するもの	15
④ 反映、修正しないもの	158
合 計	247

## 5 「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」中間案について

### 1 策定の趣旨

県では「三重県人権施策基本方針（平成 18 年 3 月第一次改定）」の取組方向に沿って、平成 19 年 3 月に「人権が尊重される三重をつくる行動プラン」を策定し、人権施策の推進に取り組んできましたが、この計画が平成 23 年 3 月末で終了することから、平成 22 年度内に第二次行動プランを策定します。

### 2 第二次行動プラン「中間案」の概要

#### （1）計画の期間

平成 23 年度から平成 26 年度までの 4 年間

#### （2）第二次行動プランの構成

##### ○ 第 1 章 第二次行動プランの策定にあたって

策定の経緯、県人権施策基本方針・行動プランの概要、第一次行動プランの取組の成果と課題 等

##### ○ 第 2 章 第二次行動プランの取組方向

めざす姿と取組方向、基本的な視点、計画の推進と進捗管理

施策分野 1 「人権が尊重されるまちづくり」の取組方向と重点的な取組

施策分野 2 「人権意識の高揚」の取組方向と重点的な取組

施策分野 3 「人権擁護と救済」の取組方向と重点的な取組

##### ○ 第 3 章 「人権課題」のための施策

10 の人権施策（同和問題、子ども、女性、障がい者、高齢者、外国人、患者等、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、さまざまな人権侵害）の取組方向

#### （3）数値目標の設定について

第二次行動プランでは、「プラン全体」と総合的な取組を行っている 3 つの「施策分野」について数値目標を掲げ、進捗管理を行っていきます。

#### ① 第二次行動プラン全体の数値目標

目 標 項 目 (主 指 標)	現 状 値 (平成 22 年度)	目 標 値 (平成 26 年度)
一人ひとりの人権が尊重され、個性や能力を十分発揮できることに対する満足度 (%)	27.8%	32.0%

※ e モニター及び県民を対象とした啓発イベントにおけるアンケートにおいて、「一人ひとりの人権が尊重され、個性や能力を十分発揮できること」に対して、「満足」、「どちらかといえば満足」と回答した人の割合

#### ② 人権が尊重されるまちづくりのための施策

目 標 項 目	現 状 値 (平成 21 年度)	目 標 値 (平成 26 年度)
地域における「人権が尊重されるまちづくり」推進研修の受講者数 (人)	615 人	770 人
「人権の擁護」を活動分野として選択している NPO 数 (団体)	144 団体	260 団体

- ※ 講師・助言者派遣等の県の支援を得て、地域が開催する「人権が尊重されるまちづくり」研修会等に参加した参加者数
- ※ みえ県民交流センター市民活動団体データベース登録団体のうち、「人権の擁護」を活動分野として選択している団体数

### ③ 人権意識の高揚のための施策

目 標 項 目	現 状 値 (平成 21 年度)	目 標 値 (平成 26 年度)
人権イベント・講座等の参加者数（人）	33,820 人	36,500 人
県人権センターへの来館者数（人）	30,036 人	32,000 人
人権意識を高めるために市町教育委員会が連携・協働している多様な主体の数（団体）	42 団体	145 団体
人権教育を総合的・系統的に進めるためのカリキュラムを作成している学校の割合（%）	28%	70%

- ※ 人権尊重社会の実現に向けて、県が開催する各種の人権啓発イベント・講座等の参加者の直近4年間の平均値
- ※ 三重県人権センターの展示室入場者数、図書室利用者数、多目的ホール入場者数の合計
- ※ 市町教育委員会が多様な主体と連携・協働している数
- ※ 発達段階に応じた人権教育カリキュラムやすべての教育活動を有機的につなぐカリキュラムなど、総合的に人権教育カリキュラムを作成している学校の割合

### ④ 人権擁護と救済のための施策

目 標 項 目	現 状 値 (平成 21 年度)	目 標 値 (平成 26 年度)
「人権に係わる相談員スキルアップ講座」の受講者で「非常に有意義」と評価した人の割合（%）	63%	70%

- ※ 「人権に係わる相談員スキルアップ講座」の受講者アンケートで、「非常に有意義」と回答した人の割合

## 3 三重県人権施策審議会での審議状況

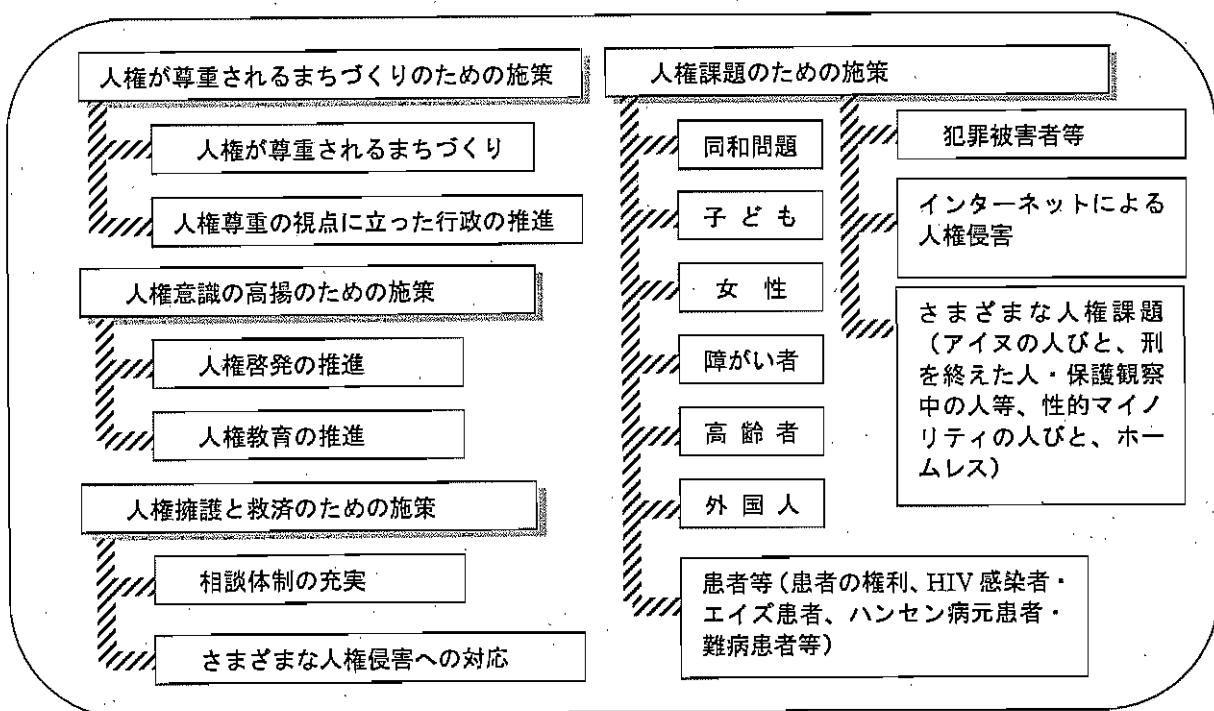
- 9月 第1回三重県人権施策審議会（第一次行動プラン年次報告及び第二次行動プラン素案の審議）
- 11月 第2回三重県人権施策審議会（第二次行動プラン中間案の審議）

## 4 今後の予定

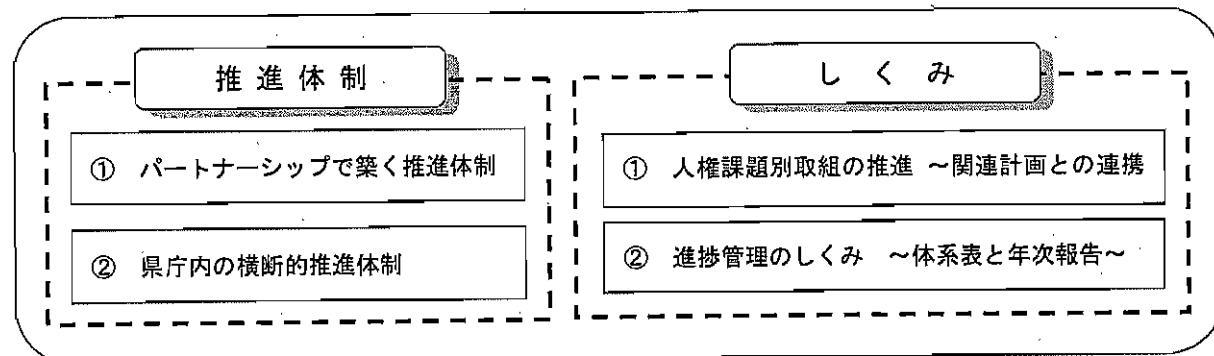
- 12月～1月 パブリックコメントの実施
- 2月 第3回三重県人権施策審議会（最終案の審議）
- 3月 第1回定例会2月会議（最終案の報告）

## <参考資料>

### 1. 人権施策基本方針（第一次改定）における「施策体系」



### 2. 人権が尊重される三重をつくる行動プランの「推進体制」と「しくみ」





## 6 「第3次三重県生涯学習振興基本計画」中間案について

### 1 趣旨

本県の生涯学習振興を総合的かつ計画的に推進するため、平成18年11月に三重県生涯学習審議会から答申を受け、「三重の文化振興方針」との整合をとりながら、平成20年3月に「第2次三重県生涯学習振興基本計画」を策定しました。

現行の基本計画は、平成23年3月末で終了することから、平成22年度内に「第3次三重県生涯学習振興基本計画」を策定します。

### 2 これまでの取組成果と課題

#### (1) 主な取組成果

- ① 平成20年4月に生涯学習の所管を県教育委員会から生活・文化部に移管し、県立の図書館や博物館、美術館、生涯学習センター等を県の「文化と知的探求の拠点」として位置づけ、各拠点が同一テーマによる連携事業を実施するなど、文化と生涯学習の取組を一体的に展開することで、より魅力ある学習の機会を提供することができました。
- ② 社会教育主事を市町に派遣し、「子ども体験活動クラブ」の設立を支援することなどにより、地域で子どもを育てる環境の充実、人間性豊かな青少年を育成するための地域の教育力の活性化をはかることができました。
- ③ 子育て中の親などを対象としたプログラムの提供や、将来親となる世代を対象とした講座などにより親の学びの場を提供するとともに、基本的生活習慣確立のキャンペーンを実施するなど、各家庭での子育ての支援や子育て中の親が交流するきっかけづくりをしました。

#### (2) 主な課題

- ① 高度化・専門化する様々な県民の学習ニーズに対応するためには、県立の各生涯学習施設がこれまで蓄積したノウハウやネットワーク等の資源を一層充実させるとともに、市町及び地域の団体等との連携による学習機会の提供や様々な広報手段による情報提供の充実が必要です。
- ② 地域と家庭の教育力を向上させるためには、学校・家庭・地域が連携・協働して社会全体で子育てを行う機運の醸成が必要であり、多様な主体の調整を行うコーディネーター養成などのしくみづくりが求められています。
- ③ 生涯学習の振興においては、学習機会の充実をはかるだけでなく、各個人が学習の成果を活かすことができる場づくりやしくみづくりが求められていますが、未だ十分とはいはず、さらに創出していくことが必要です。
- ④ 三重県総合文化センター周辺地域は、新県立博物館の整備にともなって自然や歴史・文化に関する学びの機能が強化されます。各文化・生涯学習施設が集積によるメリットを生かして、多様化・高度化する県民の学習ニーズに応えられるような取組やしくみが求められています。

### 3 第3次基本計画「中間案」の概要

これまでの成果を継承・発展させるとともに、県民意識調査や中央教育審議会の答申（「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」～知の循環型社会の構築を目指して～）の反映及び次期教育振興ビジョン（仮称）など関連計画との整合をはかり、下記のとおり第2次の基本計画を見直して第3次の基本計画を策定します。

その中でも、特に、基本計画の期間である4年間の重点的な取組を「生涯学習振興の重点プロジェクト」として設定します。

#### （1）計画の期間

平成23年度から平成26年度までの4年間

#### （2）第3次基本計画の構成

##### ○第1章 生涯学習推進にあたっての基本的な考え方

計画策定の趣旨、計画の基本的な視点、基本目標および施策目標

##### ○第2章 生涯学習振興の現状と課題

取組成果と課題、県民意識調査の結果と課題、市町の現状と課題

##### ○第3章 生涯学習振興のための施策の展開

施策目標を達成するための施策の方向と主な取組内容

##### ○第4章 生涯学習振興の重点プロジェクト

重点的な取組内容、数値目標

#### （3）施策の方向等

##### 【1】基本目標「学びあうみえの絆づくり」

だれでも、いつでも、どこでも学びたいときに楽しく学ぶことができ、学んだことが認められ、その成果を社会に還元できる生涯学習社会の実現をめざすために、県民と行政が協働して総合的な取組を進めます。

##### 【2】施策目標

###### ① 学習機会の提供の充実「学びあう環境づくり」

- 全庁的な生涯学習振興施策の推進や多様な主体との連携による学習機会の提供など、学びあう環境づくりを進めます。
- 生涯学習に関する情報提供の充実や、多様なニーズに対応する学習プログラム開発のための調査研究などを行い、学習活動を始めるきっかけづくりや参加しやすくするための環境づくりを進めます。

###### ② 地域・家庭の教育力の向上「学びの絆による人づくり」

- 地域の教育力の向上をはかるため、社会教育に携わる人や組織が交流し、互いに学びあう場を構築します。
- 学校・家庭・地域の多様な主体と連携・協働して、子どもや子育てに関する情報の提供・共有を積極的に行うとともに、親同士が相互に交流しながら学び、相談しあえる機会の拡大、定着にむけた人材育成などに取り組みます。

- 社会全体の教育力の向上をはかるため、学校・家庭・地域が連携・協働しながら、子どもの居場所づくりや指導者等の養成など、地域で子どもを育むための環境づくりを進めます。

**(3) 学習成果の活用「学んだことを活かしあう地域づくり」**

- 学習成果を地域で活かそうとする県民と行政が協働し、新たな成果活用の場の創出を進めます。
- ボランティアやNPO団体等の活動やネットワークづくりを支援し、地域の「人間力」を活かした生涯学習によるまちづくりを進めます。

**(4) 生涯学習施設等の充実と活用「学びあう場づくり」**

- 県の生涯学習施設が「文化と知的探求の拠点」としての機能を充実し、連携を強化するとともに公民館などの身近な施設の学習環境の充実・活用を支援します。

**【3】重点プロジェクト「多様な学びと文化による絆づくり」**

三重県総合文化センター隣接地に新県立博物館を整備し、これらの周辺地域を一体的な文化交流ゾーンとして位置づけ発展させることにより、県民が地域の歴史的・文化的資産等を掘り起こし、その魅力について学び、磨き、活用できる環境をさらに充実強化します。

また、地域の多様な主体と連携・協働しながら、地域の資産を活用した地域づくりに取り組むことにより、人と人との絆、人と地域との絆を取り戻すしくみをつくりていきます。

**第3次三重県生涯学習振興基本計画 重点プロジェクト数値目標(案)**

施策	目標項目	目標と実績		設定理由
		目標値	1,604,000 人	
多様な学びと文化による絆づくり	文化・生涯学習施設の利用者数	H21 年度末 実績値	1,418,580 人	各施設等が文化交流ゾーンの形成に向け取り組んだ成果や、地域の文化資産を生かした地域づくりに取り組んだ成果を示すことができると考えられることから、目標項目として選定しました。

※県立の図書館、博物館、美術館、京宮歴史博物館、熊野少年自然の家、鈴鹿青少年センター、総合文化センターの年間利用者数  
(移動展示・講座等、2014 年に開館予定の新県立博物館の入場者数を含む)

**4 今後の予定**

- |        |                    |
|--------|--------------------|
| 12月～1月 | パブリックコメントの実施       |
|        | 市町・有識者等からの意見聴取     |
| 3月     | 第1回定例会2月会議（最終案の報告） |



## 7 「第二次三重県消費者施策基本指針」中間案について

### 1 策定の趣旨

平成19年に現行の基本指針を策定し、消費者施策の総合的かつ計画的な推進に取り組んできましたが、この指針が平成23年3月末で終了することから、平成22年度内に第二次基本指針を策定します。

### 2 これまでの取組成果と課題

現行の基本指針策定後、食品、家庭用品、住宅等の「安全で安心な商品、サービスの確保」、情報提供や学校・地域における消費者教育や消費者啓発等の「消費者の自立のための支援」、消費生活相談や適正な表示や計量、消費者取引を確立する事業者指導等の「消費者被害の防止・救済」を基本目標として取り組んできました。

#### (1) 主な取組成果

- 安全で安心な商品・サービスを確保するため、法律に基づき家庭用品等製品の安全性確認について販売事業者の立入調査を行うとともに、住宅の耐震化を促進し、建築確認制度の適正な運用を推進しました。食品については生産から消費に至るまで各段階における監視、指導、検査を行いました。
- 消費者の自立を支援するため、インターネット、情報紙、出前講座、講演会などを通じて食の安全・安心、エコライフ、消費者問題などについて啓発活動や情報提供を行いました。また、高等学校においては家庭クラブと連携し、消費者教育としてホームプロジェクトコンクールを実施しました。
- 消費者被害を防止・救済するため、消費生活相談をはじめ、食品、住宅、多重債務など多様な相談に対応しました。また、適正な表示・計量・消費者取引を確保するよう、法律に基づき事業者を指導しました。
- 消費者団体、事業者団体、司法関係団体、大学等教育団体、行政などで構成する「みえ・くらしのネットワーク」を設立し、各団体が連携して消費者問題に関する消費者啓発、消費者教育に取り組む体制を構築しました。

#### (2) 主な課題

- 高齢化や社会経済のグローバル化、規制緩和や高度情報化、国際化の進展など、消費者をとりまく環境が大きく変化してきており、消費者のライフスタイルも多様化していることから、消費者トラブルが増加し、内容も複雑化、多様化、かつ悪質・巧妙化してきています。
- 消費者施策を実効性のあるものとするため、国、県、市町がそれぞれの役割に基づいた施策を遂行できる体制づくりが必要です。
- 消費者トラブルを解決するためには、単に消費者対策を講じるだけでなく、事業

者や教育機関、司法機関など関係部門と連携・協力して取り組む必要があります。

### 3 第二次基本指針（中間案）の概要

現行の基本指針における取組の成果と課題を踏まえるとともに、平成21年9月の消費者庁の設置や「消費者安全法」の施行、平成22年3月の国における「消費者基本計画」の策定などを考慮して作成しました。

#### （1）指針の期間

平成23年度から平成26年度までの4年間

#### （2）第二次基本指針の構成

##### ○ 第1章 「第二次三重県消費者施策基本指針」策定の考え方

基本指針策定の趣旨、基本指針策定の視点、基本指針の計画期間、基本指針の実効性の確保、基本指針の体系

##### ○ 第2章 消費者をとりまく状況

社会経済状況の変化、三重県における消費生活相談の状況

##### ○ 第3章 消費者施策の具体的展開

#### （3）施策の展開方向

##### 目標1 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援

消費者は、安全で安心な消費生活を送る権利があると同時に、自立して消費生活を行う責任があります。消費者に的確な情報を迅速に提供するとともに、消費生活相談や事業者指導を強化し、消費者と事業者の取引において対等な関係の確立を目指します。

##### 目標2 国、地方公共団体、消費者団体等との連携・協働と消費者政策の実効性の確保・向上

消費者問題に的確に対応し、施策の実効性を確保・向上するためには、担当職員の専門性の向上をはかり、消費者、事業者、行政等が連携・協働し、公正な取引を確保する体制づくりが必要です。県、市町の取組を支援するとともに、府内関係部局をはじめ、国、他県、市町や消費者団体等との連携を深め、消費者施策に関する情報共有や消費者問題への迅速かつ的確な対応を推進します。

##### 目標3 経済社会の発展への対応

安全で安心な消費生活を確保するためには、健全な経済社会の発展が必要です。環境に配慮するとともに、高度情報化、国際化の進展に的確な対応をはかります。

#### 4 第二次基本指針（案）の検討状況

- 9月2日 第2回三重県消費者行政推進会議（中間案作成）
- 10月21日 第3回「みえ・くらしのネットワーク」会議（中間案検討）
- 10月29日 第2回三重県消費生活対策審議会（中間案審議）

#### 5 今後の予定

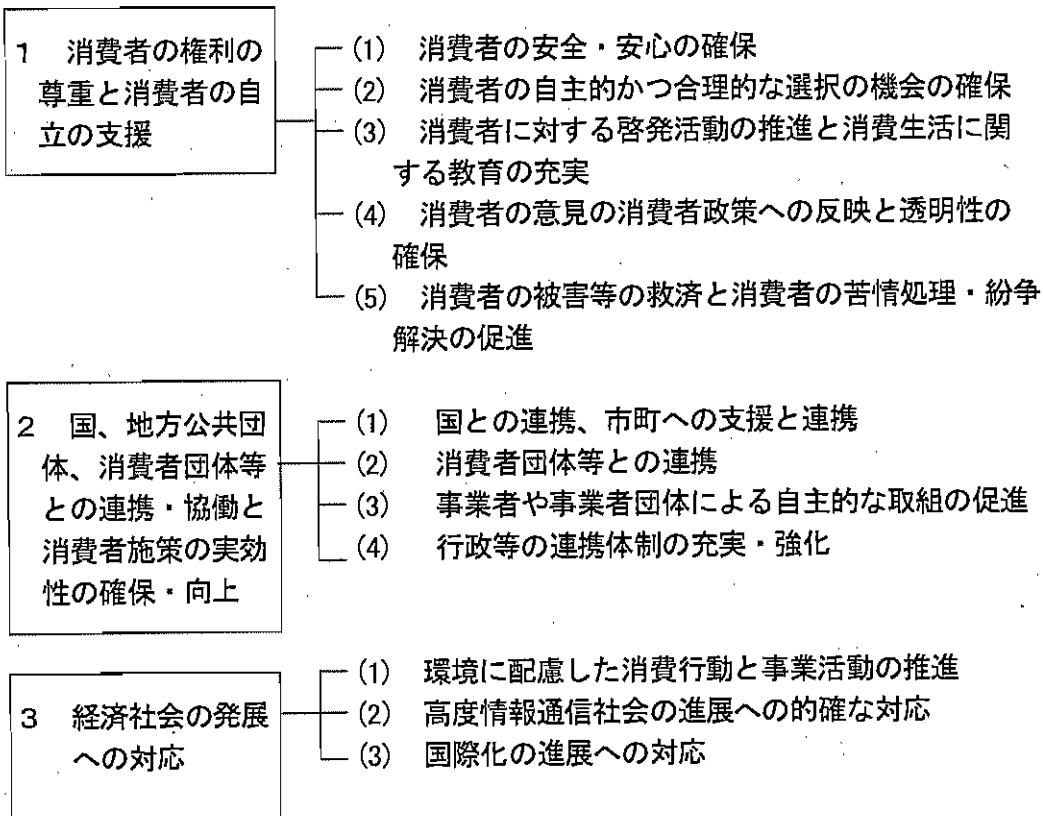
- 12月～1月 パブリックコメントの実施
- 1月～2月 第3回三重県消費者行政推進会議（最終案検討）  
第3回三重県消費生活対策審議会（最終案検討）
- 3月 第1回定例会2月会議（最終案の報告）

(参考)

1 第二次三重県消費者施策基本指針における施策体系

〈目標〉

〈施策の展開方向〉



2 第二次三重県消費者施策基本指針では、次の取組を行い、消費者施策の確実な推進

をはかります。

(1) 数値目標の設定

施策の進捗状況を把握するため、取組ごとに数値目標を設定します。

(2) 国の基本計画との整合性

平成22年3月に策定された国の「消費者基本計画」と目標や施策の展開方向をあわせるとともに、県内の地域における取組などと調整をはかりながら、国、他の都道府県、市町、消費者団体等関係機関と連携した取組を強化します。

## 8 審議会等の審議状況について

(平成22年9月15日～平成22年11月24日)

(生活・文化部)

1 審議会等の名称	三重県情報公開審査会
2 開催年月日	平成22年9月17日、10月15日、21日、11月12日、19日
3 委員	会長 岡本 祐次 会長職務代理 早川 忠宏 委員 丸山 康人 他4名
4 質問事項	開示決定等に係る不服申立事案等について
5 調査審議結果	不服申立て9事案について審議が行われ、うち7事案で答申されました。
6 備考	次回開催日：平成23年1月7日（予定） 今後の予定：不服申立事案等処理のため、月2回程度開催します。

1 審議会等の名称	三重県個人情報保護審査会
2 開催年月日	平成22年9月28日、10月29日
3 委員	会長 浅尾 光弘 会長職務代理 寺川 史朗 委員 安田 千代 他2名
4 質問事項	開示決定等に係る不服申立事案等について
5 調査審議結果	不服申立て3事案について審議が行われ、うち1事案で答申されました。
6 備考	次回開催日：平成22年11月26日 今後の予定：不服申立事案等処理のため、月1回程度開催します。

1 審議会等の名称	三重県立図書館協議会
2 開催年月日	平成22年9月17日
3 委員	会長 井村 正勝 副会長 坂倉加代子 委員 榎本 和能 他7名
4 質問事項	なし
5 調査審議結果	平成22年度第1回協議会を開催して、新たに会長、副会長を選出し、今後の県立図書館のあり方について協議し、意見交換が行われました。
6 備考	次回開催日：平成22年12月17日（予定） 今後の予定：年度内に2回開催し、県立図書館のあり方やアクションプログラムについて、意見交換を行います。

1 審議会等の名称	三重県消費生活対策審議会
2 開催年月日	審議会 平成22年10月29日 部 会 平成22年9月16日
3 委 員	会 長 鈴木 真由子 副会長 松田 直俊 委 員 上井 長十 他8名 (消費者教育研究部会) 部会長 小田 奈緒美 他4名
4 諮問事項	審議会 「三重県消費者施策基本指針」の改定について 他3件 部 会 ワークブックの作成について
5 調査審議結果	審議会では、基本指針の改定、県民しあわせプラン第3次戦略計画（仮称）、「基金管理運営要領」の改正等、消費者行政にかかる事項について審議が行われました。 部会では、子どもを対象とした携帯電話等の使用について注意喚起するワークブックの具体的な内容を検討されました。
6 備 考	次回開催日：未定 今後の予定：審議会において、「第二次三重県消費者施策基本指針」（案）を審議します。

1 審議会等の名称	三重県人権施策審議会
2 開催年月日	平成22年11月16日
3 委 員	会 長 坪井 俊輔 会長代理 川口 節子 同 松井 真理子 委 員 荒木田 豊 他16名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン「中間案」について意見交換が行われました。
6 備 考	次回開催日：平成23年2月（予定） 今後の予定：第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン「最終案」について意見交換を行います。

1 審議会等の名称	三重県男女共同参画審議会
2 開催年月日	全体会：平成22年11月24日
3 委 員	会 長：佐伯 富樹 副会長：川口 節子 委 員：伊藤 登代子 他17名
4 諮問事項	第2次三重県男女共同参画基本計画の策定について
5 調査審議結果	第2次三重県男女共同参画基本計画（最終案）についての審議が行われました。
6 備 考	次回開催日：平成23年2月（予定） 今後の予定：第2次三重県男女共同参画基本計画（議案）の報告などを行います。